## 発行者情報

# 【表紙】

【公表日】 2025年10月23日

【発行者の名称】 シーズクリエイト株式会社

(C's Create Co., Ltd.)

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 佐藤 富士夫

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区渋谷三丁目11番11号

【電話番号】 03-6418-5145 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 中津 貴志

【担当J-Adviserの名称】 フィリップ証券株式会社

【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】 代表取締役社長 永堀 真

【担当J-Adviserの本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋兜町4番2号

【担当J-Adviserの財務状況が公表される https://www.phillip.co.jp/

ウェブサイトのアドレス】

【電話番号】 03-3666-2321

【取引所金融商品市場等に関する事項】 東京証券取引所 TOKYO PRO Market

なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。

名称:株式会社証券保管振替機構

住所:東京都中央区日本橋兜町7番1号

【公表されるホームページのアドレス】 シーズクリエイト株式会社

 $\verb|https://www.cscreate.co.jp/|$ 

株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

#### 【投資者に対する注意事項】

- 1. TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、「第一部 第3 4【事業等のリスク】」において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2. 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員(金融商品取引法(以下「法」という。)第21条第1項第 1号に規定する役員(取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者)をいう。)は、発行者情報の うちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重 要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を 取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該 有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この 限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いた にも関わらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3. TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4. 東京証券取引所は、発行者情報の内容(発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を 生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られませ ん。)について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

# 第一部 【企業情報】

# 第1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

# 第2 【企業の概況】

# 1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第25期	第26期	第27期
決算年月		2023年7月	2024年7月	2025年7月
売上高	(千円)	9, 990, 573	10, 525, 984	11, 772, 552
経常利益	(千円)	297, 296	417, 253	524, 150
当期純利益	(千円)	184, 285	283, 468	349, 988
持分法を適用した場合の投資利益	(千円)	_		_
資本金	(千円)	50,000	50,000	100, 000
発行済株式総数	(株)	1, 000, 000	1,000,000	1, 000, 000
純資産額	(千円)	2, 068, 383	2, 239, 670	2, 589, 841
総資産額	(千円)	8, 596, 877	9, 292, 087	13, 883, 321
1株当たり純資産額	(円)	2, 585. 48	2, 986. 23	3, 453. 12
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	(円)	— (—)	_ (—)	_ (—)
1株当たり当期純利益	(円)	230. 35	368. 82	466. 65
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	(円)	212. 65	339. 41	428. 59
自己資本比率	(%)	24. 1	24. 1	18.7
自己資本利益率	(%)	9. 3	13. 2	14. 5
株価収益率	(倍)	9.8	6. 1	4.8
配当性向	(%)	_	_	_
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△594, 788	△216, 093	△3, 015, 724
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△21, 187	△52,900	△586, 845
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	958, 243	161, 173	3, 957, 430
現金及び現金同等物の期末残高	(千円)	1, 981, 181	1, 873, 360	2, 228, 222
従業員数	(名)	35	42	51

<sup>(</sup>注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

<sup>2.</sup> 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。

- 3. 1株当たり配当額(1株当たり中間配当額)及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。
- 4. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は、臨時従業員の総数が従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。

# 2 【沿革】

当社は、1999年7月にリビングクリエイト株式会社の社名で設立し、2000年9月に現在の社名のシーズクリエイト株式会社に商号変更しました。

設立後は、自社ブランドマンションの分譲事業を中心に、新築分譲マンション市場で業績を拡大し、設立から5年後の2004年12月に東京証券取引所市場第二部へ上場し、2006年5月に東京証券取引所市場第一部へ指定、同年に海外不動産市場の拡大を見込み中国へ子会社を設立しましたが、業績悪化により2008年9月に民事再生手続きを申請するに至りました。

その後、従前の新築分譲マンション事業から中古マンション買取再販事業へ事業転換をすることで、資金効率を向上させるとともに企業体質の改善を果たし、現在は用地開発による1棟マンション販売並びにリフォーム施工まで含めた不動産事業を展開しております。沿革についての詳細は以下のとおりであります。

年月	概要			
1999年7月	当社を設立(リビングクリエイト株式会社(資本金20,000千円。本社東京都新宿区))			
1999年8月	宅地建物取引業免許(東京都知事第077688号)を取得			
1999年9月	一級建築士事務所登録(東京都知事)			
1999年10月	販売代理業務を開始			
2000年9月	本社を移転(東京都渋谷区桜丘町)			
	シーズクリエイト株式会社に商号変更			
2001年4月	一般建設業許可(建築工事業)を取得			
2001年5月	自社ブランドマンションの分譲事業を開始			
	新ブランド「シーズガーデン」シリーズの第1号「シーズガーデン国立」を発売			
2001年6月	新ブランド「シーズスクエア」シリーズの第1号「シーズスクエア菊川」を発売			
2001年8月	特定建設業許可(建築工事業)を取得			
2002年5月	宅地建物取引業免許(国土交通大臣第006291号)へ免許換え			
	千葉営業所を開設			
	当社100%出資子会社シーズコミュニティ株式会社(マンション管理業)を設立			
2002年11月	一般不動産投資顧問業登録			
2002年12月	武蔵野エリア初のオール電化(環境共生型)マンション「シーズガーデン国分寺」を発売			
2003年3月	環境マネジメントシステム「IS014001」を本社で取得			
2003年7月	新ブランド「シーズクロノス」シリーズの第1号「シーズクロノス新宿戸山」を発売			
	当社100%出資子会社シーズライフケア株式会社(介護事業)を設立			
2003年8月	子会社シーズライフケア株式会社が訪問介護事業所「ライフケア太田」を開設			
2004年2月	日本証券業協会に店頭登録銘柄として登録			
2004年3月	資本金を514,560千円に増資			
2004年10月	子会社シーズライフケア株式会社が第2号訪問介護事業所「ライフケア世田谷」を開設			
2004年12月	東京証券取引所市場第二部に上場			
2005年2月	資本金を522,560千円に増資			
	サテライト戦略物件の第1号「シーズガーデン甲府丸の内」を発売			
2005年3月	当社初の不動産流動化事業「祐天寺プロジェクト」の事業化に着手			
2005年8月	資本金を1,772,602千円に増資			
2005年10月	子会社シーズライフケア株式会社が第3号訪問介護事業所「ライフケア新宿」を開設			
	子会社シーズライフケア株式会社が特定有料老人ホーム「シーハーツ柏」を開業			
2005年11月	本社を移転(東京都渋谷区神宮前)			
2006年5月	東京証券取引所市場第一部に指定			
	当社100%出資子会社シーズマナーナ株式会社(インテリア家具雑貨等の販売)を設立			

年月	概要
2006年9月	子会社シーズライフケア株式会社が特定有料老人ホーム「シーハーツ松戸」を開業
2006年12月	当社100%出資子会社大連日創置業有限公司を中国遼寧省大連市に設立
2007年5月	当社100%出資子会社パントリーマジックジャパン株式会社(キッチンウエアの販売)を設立
2007年6月	子会社シーズライフケア株式会社が特定有料老人ホーム「シーハーツ柏の葉」を事業譲受
2008年6月	子会社シーズライフケア株式会社を売却
2008年7月	子会社シーズコミュニティ株式会社を売却
2008年9月	民事再生手続開始
2008年10月	東京証券取引所市場第一部 上場廃止
2008年12月	本社を移転 (東京都渋谷区広尾)
	当社100%出資子会社大連日信不動産経紀有限公司を中国遼寧省大連市に設立
2009年4月	中古マンション買取再販事業を開始
2009年7月	子会社大連希思置業有限公司を子会社大連日創置業有限公司の新設分割により設立
	子会社大連日創置業有限公司を売却
2009年10月	中古一棟リノベーション事業の「シーズリカルド」シリーズを発売
2009年11月	子会社パントリーマジックジャパン株式会社を清算
2010年4月	民事再生手続終了
2013年7月	本社を移転(東京都渋谷区渋谷)
2014年9月	収益物件開発販売事業の投資用一棟賃貸マンション「LINQS(リンクス)」シリーズを発売
2015年4月	中古マンション買取再販事業の新ブランド「RECULD(リカルド)」シリーズを発売
2016年5月	宅地建物取引業者免許(東京都知事第99145号)へ免許替え
	千葉営業所を閉鎖
2016年7月	子会社大連希思置業有限公司を売却
2017年5月	不動産マッチングwebサイト「HOME AGENT CLUB (HAC)」を開設
2018年6月	子会社シーズマナーナ株式会社を清算
2019年3月	子会社大連日信不動産経紀有限公司を清算
2019年10月	中古マンション買取再販事業のプレミアムブランド「RECULD LUXE(リカルド ラグゼ)」シリーズを発売
2021年2月	東京証券取引所 TOKYO PRO Marketに上場
2025年4月	当社100%出資子会社株式会社創友建設を設立

# (注)登録免許等の許認可(登録)番号は下記のとおりです。

- 1. 宅地建物取引業者免許:東京都知事(2)第99145号
- 2. 特定建設業許可:東京都知事許可(特-3)第115114号
- 3. 一級建築士事務所登録:東京都知事登録第44523号
- 4. 環境マネジメントシステム審査: IS014001

## 3 【事業の内容】

当社は、『人に地球に未来にやさしい都市空間を創造する』を企業理念として、大切な環境を守りながら、顧客(Customer)、企業(Company)、建設(Construction)、快適(Comfortable)など、「シーズ(C's)」という社名の由来である様々な「C」とともに、成長と循環が根付く環境の創造(Create)をモットーとした不動産ビジネスを展開しております。

当社の展開する不動産ビジネスは、主に首都圏に特化したマンションの開発・仕入及び販売を行う「不動産販売事業」と、リフォーム工事、不動産賃貸収入、不動産仲介手数料収入等の不動産販売事業以外の「その他不動産事業」であります。各事業内容は以下のとおりです。なお、当社の事業セグメントは不動産事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

### (1) 不動産販売事業

不動産販売事業は、「区分建物買取再販」と「収益物件開発販売」に区分されます。

#### ① 区分建物買取再販

中古マンションを区分取得し、リノベーションにより資産価値を高めた上で販売する中古マンションのリノベーション販売であります。取得する中古マンションは、職住近接型かつ専有面積が広いファミリー型マンションに厳選し、さらに耐震面の安心・安全な住居をご提供出来るように心掛けております。

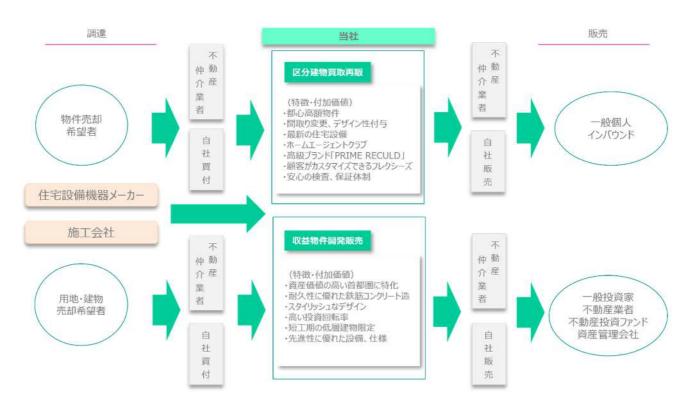
## ② 収益物件開発販売

用地仕入から新築マンションの開発、販売を行う1棟収益マンションの開発販売であります。開発により高付加価値が得られる用地を厳選した上で仕入を行い、土地の持つ潜在価値を最大限引き出して収益化するマンションをプランニングしております。また、新築するマンションは短い工期で建築できる5階建てまでの低層マンションを主力にすることで、用地仕入から建築・販売までの期間の短期化を実現し、変動する不動産価格のリスクヘッジと資金の効率化を図っております。

#### (2) その他不動産事業

リフォーム工事、不動産販売事業に係るマンションの賃貸収入、不動産仲介手数料収入等、上記の不動産販売事業 以外の不動産関連事業であります。

## [事業系統図]



# 4 【関係会社の状況】

当社は当事業年度において、子会社1社(株式会社創友建設)を所有しておりますが、非連結子会社であるため、記載を省略しております。

# 5 【従業員の状況】

# (1) 発行者の状況

2025年7月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
51	35. 1	6. 3	8, 730

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は、臨時従業員の総数が従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。
  - 2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
  - 3. 当社は不動産事業の単一セグメントであるため、セグメント別の従業員数の記載を省略しております。

## (2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

# 第3 【事業の状況】

## 1 【業績等の概要】

#### (1) 業績

当事業年度におけるわが国の経済は、大幅な円安によるインバウンド需要の回復や雇用、所得環境が改善される 等、社会経済活動の正常化が進み、国内景気は緩やかながら回復傾向にあります。一方で、資源高や物価上昇が続いていることに加え、中国経済の停滞や米国の追加関税等の通商政策、ウクライナ、中東情勢の緊迫化などの不安 定な国際情勢が続いており、景気の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

当社が属する中古住宅流通市場におきましては、首都圏の2024年4月~2025年3月の中古マンション成約戸数は39,736戸(前年度比8.6%増)と2年連続で前年度を上回り過去最高となりました。成約物件の平均価格は4,939万円(前年度比5.1%上昇)、㎡単価は78.06万円(前年度比6.0%上昇)と共に12年連続の上昇でいずれも過去最高となりました。(公益財団法人東日本不動産流通機構「首都圏不動産流通市場の動向(2024年度)」)

2025年4月~6月の首都圏中古マンション市場は、成約戸数が12,090戸(前年同期比29.2%増)と3期連続で増加し、平均価格は5,188万円(前年同期比5.0%増)と2012年10月~12月期から51期連続で前年同期を上回っております。 (公益財団法人東日本不動産流通機構「サマリーレポート (2025年4~6月期)」)

こうした市場環境の中、当社における当事業年度の業績につきましては、売上高は11,772,552千円(前期比11.8%増)、営業利益は729,409千円(前期比31.5%増)、経常利益は524,150千円(前期比25.6%増)、当期純利益は349,988千円(前期比23.5%増)となりました。当事業年度における販売実績を事業別に示すと、次のとおりであります。なお、当社は不動産の開発・仕入及び販売を主体とする不動産事業の単一セグメントのため、セグメント情報の記載を省略しております。

#### (不動産販売事業)

不動産販売事業におきましては、区分建物買取再販による売上高が8,259,102千円(前期比30.5%増)、収益物件開発販売による売上高が3,343,757千円(前期比17.1%減)となりました。その結果、当事業年度における同事業の売上高は11,602,860千円(前期比12.0%増)となりました。

## (その他不動産事業)

その他不動産事業におきましては、リフォームの売上及び販売用不動産の賃貸収入等により、当事業年度における同事業の売上高は169,691千円(前期比1.9%増)となりました。

# (2) キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、前事業年度末に比べ354,861千円増加し、2,228,222千円となりました。各キャッシュ・フローの状況と主な要因は次のとおりであります。

## (営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動による資金の減少は、3,015,724千円(前事業年度は216,093千円の減少)となりました。これは主に、 税引前当期純利益の計上521,557千円、棚卸資産の増加額3,669,073千円によるものであります。

#### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動による資金の減少は、586,845千円(前事業年度は52,900千円の減少)となりました。これは主に、有 形固定資産の取得による支出485,180千円によるものであります。

# (財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動により増加した資金は、3,957,430千円(前事業年度は161,173千円の増加)となりました。これは主に、短期借入金の純増加額404,000千円、長期借入金の純増加額3,584,604千円によるものであります。

# 2 【生産、受注及び販売の状況】

# (1) 生産実績

当社は、不動産販売事業を主な事業としており、生産を行っておりませんので、記載を省略しております。

# (2) 受注実績

当社のその他不動産事業におけるリフォーム分野は受注工事でありますが、受注から売上計上までの期間が短期であるため、記載を省略しております。

# (3) 販売実績

事業部門		売上高(千円)	前年同期比(%)	
不動產	産販売事業	11, 602, 860	112. 0	
X	区分建物買取再販	8, 259, 102	130. 5	
ЦZ	又益物件開発販売	3, 343, 757	82. 9	
その作	他不動産事業	169, 691	101. 9	
IJ	<b>リフォーム売上</b>	98, 044	84. 7	
不	下動産賃貸収入等	71, 646	141. 3	
	合計	11, 772, 552	111.8	

## (注)主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前事業年度		当事業年度	
	(自 2023年8月1日		(自 2024年8月1日	
	至 2024年7月31日)		至 2025年7月31日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
(株)MAXIV	836, 626	7. 9	2, 681, 809	22. 8
(株)NST	2, 348, 562	22. 3	_	_

## 3 【対処すべき課題】

当社は、今後の継続的な企業成長のために、以下の課題に取り組む必要があると考えております。

#### (1) 区分建物買取再販

高額案件の買取再販に強いシーズクリエイトのイメージを醸成し続けることが必須と考え、引き続き都心の億ションクラスの仕入を積極的に進めてまいります。同時にリノベーションを行う際の室内の仕様、設備、デザイン、設置する家具等を適宜見直し、他社との明確な差別化を図り、顧客に感動を与えられる商品づくりを目指します。都心高額物件のプレミアム戦略を強化することでブランディングを確立します。また、高まるインバウンド需要に対応するため海外の投資家や日本国内に居住している外国人に向けて販売ルートを構築します。

#### (2) 収益物件開発販売

投資用賃貸マンションの売却先がワンルーム事業会社に偏りがちであり、時代の変化に対応するために、相続対策 等に対応できる一般投資家向けの賃貸マンションの物件開発、販売を進めてまいります。また、販売先のニーズを踏 まえ賃貸効率の良いエリアに着目し、更には将来的な事業用地確保のために賃貸中アパート等の購入も積極的に検討 し、今後の需要に見合った立地の物件開発に注力してまいります。

#### (3) レジデンスホテル運営

訪日外国人旅行者数の急増に伴い、観光市場におけるインバウンド需要は今後も大幅な拡大が見込まれる中、国内旅行の日本人旅行者においても長期滞在が可能な宿泊施設へのニーズが高まっております。

こうした市場動向を踏まえ、ホテル運営会社とコンサルティング契約を締結し、インテリアデザイン会社と協議を 行い、国内外のニーズに合った商品作りを目指してまいります。

### (4) 内部管理体制とコンプライアンスの強化

当社の属する不動産業界は、建築基準法、国土利用計画法、都市計画法、宅地建物取引業法等、建築や不動産取引に関わる多数の法令及び条例等の法的規制を受けております。また、企業の社会的責任も増大しており、企業は自身の責任と判断でそのリスクを管理し、収益を上げていくことが必要となります。法的規制や企業の社会的責任を正確に把握し、業務を適正に遂行出来る内部統制の構築を進めるとともに、企業倫理・コンプライアンスの徹底に向けた仕組みの構築に取り組んでまいります。

#### (5) DXへの取組

営業管理システム・顧客管理システムの導入による営業力の強化と業務効率の向上を図り、WEB・アプリ等のデジタルツールを活用し、質の高い営業提案や顧客体験価値を創出します。

## (6) 人材の確保と育成

当社の事業を拡大していくためには、時代の変革スピードに対応できる人材の確保と育成が極めて重要であると考えております。新卒、第2新卒をはじめとした若年層の採用を促進し次世代を見据えた人材の獲得を進めてまいります。また、従業員の目標設定や業績等の査定方法を明確にするとともに、従業員の評価の適正化を図ることで、従業員一人一人の能力の向上に努めてまいります。

## 4 【事業等のリスク】

以下において、当社の事業展開その他に関してリスク要因と考えられる主な事項を記載しております。当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針でありますが、当社株式に関する投資判断は、以下の事項及び本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであり、当社株式投資に関するすべてのリスクを網羅するものではありません。

# (1) 競合について

当社が属する不動産業界には、大小様々な企業が存在しており、参入障壁が比較的低い業界構造から今後も企業は増加する可能性があります。当社の行う中古物件の仕入及び開発用地の仕入においても、数多くの競合企業が存在し

ます。競合により仕入価格の高騰が生ずる状況において、販売価格への転嫁が難しい場合や近隣地域の価格相場の下落により販売価格を下げざるを得ない場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### (2) 法的規制について

当社が属する不動産業界は、宅地建物取引業法、建築基準法、都市計画法、借地借家法等の不動産取引に関して多数の法的規制があります。当社の事業運営において、これら多数の法的規制に対応できる体制を構築しておりますが、今後、これらの法的規制の大幅な変更等により、当社の事業運営に影響を及ぼす可能性があります。なお、当社の主要な業務である不動産販売事業に係る免許等の許認可について、その有効期限やその他の期限が法令、契約書により定められているものは以下のとおりです。現時点において各種免許や許認可の取消事由や更新欠格事由は発生しておりませんが、今後何等かの事情により、免許、許可及び登録の取り消し処分が発生した場合には、事業活動に大きく影響し、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

許認可の名称	許認可(登録)番号	有効期限	許認可等の取消または更新拒 否の事由
宅地建物取引業免許	東京都知事(2)第99145号	2026年5月13日	宅地建物取引業法第66条、 第67条
特定建設業許可	東京都知事許可(特-3)第115114号	2026年8月19日	建設業法第29条
一級建築士事務所登録	東京都知事登録第44523号	2029年9月9日	建築士法第26条

#### (3) 不動産市況について

当社が属する不動産業界は、景気動向、金利動向及び地価動向等の経済情勢の影響を受けやすく、当社においてもこれらの経済情勢の変化により各事業の業績は影響を受けます。当社では、販売計画を見込んだ販売用不動産、開発用地の仕入、並びに物件の建築を行っておりますが、急激な景気の悪化、金利の上昇、不動産関連税制の改廃の影響により販売計画が達成出来ない場合、在庫の滞留により当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、時価が取得原価を下回った販売用不動産、仕掛販売用不動産の評価減が計上された場合、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

## (4) 特定地域に対する依存度について

当社は主に東京23区を中心に事業を展開しておりますが、これらの地域に地震や水害等の災害が発生し、本社ビルや保有物件の損壊等によって事業運営が困難となる場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### (5) 用地等の仕入について

当社は、仕入れる用地及び物件の情報は不動産業者等から入手しており、入手経路である不動産業者等との信頼関係の構築は常に意識して、優良な情報を得られるよう努めております。しかしながら、仕入競争の激化等により、優良な情報の収集が困難となった場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、用地取得にあたっては、土壌汚染、地中埋没物、地盤沈下等の地歴調査を実施しておりますが、これらの調査にも関わらず、土壌汚染等により事業の中止や延期が発生した場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

# (6) 売上の変動について

当社の不動産販売事業は、物件の引渡しをした時点で収益を認識しております。当社の収益物件開発販売事業においては、取得した開発用地に賃貸マンションを新築して、1棟単位により販売をするため、引渡し時期に偏りが生じた場合には、半期ごとの業績比較をした場合に、業績偏重が生じる可能性があります。

また、不動産販売事業における各物件の販売計画、竣工時期の変更、天災やその他予想しえない事態の発生による施工遅延、不測の事態の発生による引渡し遅延があった場合には、計画していた時期に収益を認識できず、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### (7) 建築工事等について

当社は、建築工事及び中古物件のリフォーム、リノベーション工事を外注しており、外注先は、施工実績、品質、工期、コスト等を勘案して、特定の業者に依存しないように選定し、それぞれの工事の進捗状況を把握したうえで計画との乖離が生じないよう工程監理を実施しています。

昨今の建設業界における労働者不足や資材高騰等により、外注先の経営環境に変動をきたす可能性があり、これらの場合には工事への影響が生じ、工期の遅延や建設コストの増加により、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、外注先において建設中や施工中に予期せぬ事故や事象が生じた場合には、計画通りに物件の開発及び施工が出来なくなり、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

### (8) 近隣住民とのトラブルリスクについて

当社は、マンションの建設及びリフォーム、リノベーション工事にあたり、関係する法令、各自治体の条例等を十分検討し、周辺環境に配慮した開発や工事の実施のため、近隣住民への事前説明会等により、近隣住民との関係を重視して開発及び工事を行っております。しかしながら、建設及び工事による騒音や日照問題、プライバシーへの配慮等を理由に近隣住民とのトラブルが発生する可能性があり、問題解決のための工事遅延や追加工事、計画の見直しや変更、中止が必要となる場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### (9) 瑕疵担保責任及び契約不適合責任について

当社は、不動産の販売にあたり、「R1住宅適合基準」、「安心R住宅調査報告書」、「既存住宅瑕疵保険」及び「シーズアフターサービス保証」の4大保証と、「自社による仕入時検査・竣工検査・引渡し前性能検査」、「R1住宅適合検査」、「既存住宅瑕疵保険現場検査」及び「お客様による引渡し検査」の4大検査により、物件の品質保証を実施しておりますが、販売した不動産について重大な瑕疵がある場合、当社は売主として瑕疵担保責任を負うことがあり、瑕疵の補修等による費用負担が生ずることにより、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社は売主として契約不適合責任を負うことがあり、販売した不動産についての補修等による費用負担が生ずることにより、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

# (10) 資金調達について

当社は、不動産仕入資金の相当部分を金融機関からの借入金に依存しております。現時点では金融機関との関係は良好であり、必要資金の調達に問題はありませんが、将来にわたり必要資金の調達が可能であるという確証はありません。市場金利の上昇する局面においては、調達金利の上昇により、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### (11) 借入金にかかる財務制限条項について

当社は、一部金融機関と当座貸越契約及びコミットメントライン設定契約を締結しておりますが、この契約には経常損失を2期連続して計上していないことや一定額以上の純資産額を保つこと等の条項が存在するものがあります。 これらの条項に抵触した場合は、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

### (12) 特定の人物への依存リスクについて

代表取締役会長の幸寿は、本発行者情報公表日現在において発行済株式総数1,000,000株のうち452,300株を所有する筆頭株主であり、当社設立以来、当社の経営方針、経営戦略、資金調達等、事業活動の推進にあたり重要な役割を担っております。

当社は、監査役会の設置、社外取締役の配置等のガバナンス体制の強化を図るとともに、権限委譲による職務権限の明確化を進め、同氏へ過度に依存しない経営体制の整備を進めておりますが、体制の整備過程において、同氏が職務を遂行出来なくなる不測の事態が生じた場合は、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

## (13) 内部管理体制について

当社は、本発行者情報公表日現在、取締役6名、監査役3名、従業員51名と比較的小規模な組織であり、業務執行体制及び内部管理体制もこれに応じたものとなっております。今後の業務の拡大に伴って、従業員の育成、人員の採

用を行うとともに業務執行体制及び内部管理体制の充実を図っていく方針でありますが、これらの施策が適時適切に 進捗しなかった場合には、当社の事業展開及び業績等に影響を及ぼす可能性があります。

#### (14) 個人情報管理について

当社は、事業活動を通じて、不動産の売主、買主、リフォーム請負の顧客等の個人情報を入手することがあります。 当社では、これらの情報について厳格な管理体制を構築し、情報の取扱い等に関する規程の整備や従業員への周知及 び徹底を図るなど、情報セキュリティを強化しておりますが、サイバー攻撃、不正アクセス、コンピューターウイル スの侵入等により、万一これら情報が流出した場合や重要データの破壊、改ざん、システム停止等が生じた場合には、 当社の信用低下や経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

### (15) ストック・オプションの権利行使による株式価値の希薄化について

当社は、当社の役員、従業員及び社外協力者等に対し、当社の経営成績向上に関する貢献意欲や士気を高めるとともに株主との価値観の共有による企業価値の向上を図るため、新株予約権を付与しております。本発行者情報公表日現在、新株予約権による潜在株式数は86,500株であり、これは発行済株式総数の8.65%に相当しております。今後、これらの新株予約権が行使された場合、当社の1株当たりの株式価値が希薄化する可能性があります。

## (16) 自然災害、事故等について

火災、暴動、テロ、落雷、地震、噴火、津波等の不測の事故や自然災害が発生した場合、当社が所有する販売用不動産の価値低下や被災箇所の補修、システム障害等による事業活動への支障及び不動産投資マインドの冷え込みによる不動産需要の減少等を通じて、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、国内及び国外における感染症等の疫病が発生し経済活動が制限された場合には、人材の確保、建築及び施工に使用する住宅設備等の部材の取得が困難となる可能性があります。万一に備えて代替物の導入などを念頭に置いた運営を行っておりますが、予測を超えた事象が生じた場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

## (17) 訴訟等について

当社は本発行者情報公表日現在において、業績に重大な影響を及ぼす訴訟・紛争には関与しておりません。しかしながら、当社が販売及び施工をした物件に対するクレームや開発工事にかかる近隣トラブル等を起因とする訴訟・紛争に関与することとなる可能性は否定できず、かかる事態となった場合、その経過または結果によっては、当社の経営成績及び財政状態並びに社会的信用に影響を及ぼす可能性があります。

#### (18) 配当政策について

当社は、株主に対する利益還元は重要な経営課題であると認識しており、事業基盤の整備状況、今後の事業展開、業績や財政状態などを総合的に勘案したうえ、配当を検討していきたいと考えております。当面は更なる成長に向けた事業拡大、組織構築などに投資を行うことが株主価値の最大化に資すると考え、その原資となる内部留保の充実を基本方針とする考えであります。

## (19) 担当J-Adviserとの契約について

当社は、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketの上場企業です。当社ではフィリップ証券㈱を担当J-Adviserに指定することについての取締役会決議に基づき、2023年6月1日にフィリップ証券㈱との間で、担当J-Adviser契約(以下「当該契約」といいます。)を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Marketにおける当社株式の上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当J-Adviserを確保できない場合、当社株式はTOKYO PRO Marketから上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。

なお、本発行者情報公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

### < J-Adviser契約解除に関する条項>

当社(以下「甲」という。)が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券㈱(以下「乙」という。)は

J-Adviser契約(以下「本契約」という。)を即日無催告解除することができる。

#### ① 債務超過

甲がその連結会計年度の末日(連結財務諸表を作成していない場合には、当事業年度の末日)に債務超過の状態である場合において(上場後3年間に終了する事業年度において債務超過となった場合を除く)、1年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日(当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日)までの期間(以下この項において「猶予期間」という。)において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度(甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度)に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画(本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む)を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次のa及びbに定める書類に基づき行う。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算(上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。)の内容を開示するまでの間において、再建計画(本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。)を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次のa及びbに定める書面に基づき行うものとする。

- (a) 次のaからcまでに掲げる場合の区分に従い、当該aからcまでに定める書面
  - a 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合
    - 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証明する書面
  - b 産競法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合にお ける産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)を行う場合
    - 当該再建計画が、当該手続に従って成立したものであることを証する書面
  - c 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合 当該再建計画が、当該ガイドラインに従って成立したものであることについて債権者が記載した書面
- (b) 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、 公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面
- ② 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を 書面で受けた場合

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合(甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合)又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該(a)から(c)までに掲げる場合には当該(a) から(c)までに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

(a) 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

(b) 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡 又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合

甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日(事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日)

(c) 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合(当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。)

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた目

④ 前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次の(a)ないし(c)の全てに該当するものをいう。

- (a) 次のa又はbに定める場合に従い、当該a又はbに定める事項に該当すること。
  - a 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。
  - b 甲が前号(c)に規定する合意を行った場合 当該再建計画が、前号(c)に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
- (b) 当該再建計画に次の a 及び b に掲げる事項が記載されていること。
  - a 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと
  - b 前(a)の a に規定する見込みがある旨及びその理由又は同 b に規定する合意がなされていること及びそれ を証する内容
- (c) 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でない と認められるものでないこと。
- ⑤ 事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合(甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう)又は これに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の(a)から(c)までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該(a)から(c)までに掲げる場合には当該(a)から(c)までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- (a) 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は 一部として次のa又はbに該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日 前(休業日を除外する。)の日
  - a TOKYO PRO Marketの上場株券等
  - b 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会 社若しくは存続会社又は存続会社の親会社(当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場 合に限る)が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等
- (b) 甲が、前(a)に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会(普通出資者総会を含む)の決議についての書面による報告を受けた日(当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議(委員会設置会社にあっては、執行役の決定を含む。)についての書面による報告を受けた日)
- (c) 甲が、(a)及び前(b)に規定する事由以外の事由により解散する場合(本条第3号(b)の規定の適用を受ける場合を除く)は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日
- ⑥ 不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為(i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 非上場会社を子会社化する株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iv 非上場会社からの事業の譲受け、v 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vii 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ix その他非上場会社の吸収合併又はこれら i からviiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為)を行った場合で、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合。

⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合(当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合)において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

- ⑧ 有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等の提出遅延 甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び上場規程等 に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合
- ⑨ 虚偽記載又は不適正意見等

次の(a) 又は(b) に該当する場合

- (a) 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
- (b) 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適 正意見」又は「意見の表明をしない」旨(天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合 を除く)が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
- ⑩ 法令違反及び上場契約違反等

甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合

① 株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなること が確実となった場合

② 株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

③ 完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

⑭ 指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑤ 株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次の(a)から(g)までのいずれかに掲げる行為を行っていると乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

- (a) 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収 防衛策(以下「ライツプラン」という。)のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時 点の株主等に対し割り当てておくものの導入(実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、 導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く)
- (b) ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
- (c) 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定(持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。)。
- (d) 上場株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
- (e) 上場している株券より議決権の多い株式(取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。) の発行に係る決議又は決定。
- (f) 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。
- (g) 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。
- 16 全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑪ 株式等売渡請求による取得

特別支配株主が甲の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑧ 株式併合

甲が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を1株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合。

⑩ 反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が東京証券取引所に対する株主 及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

## 20 その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

## < J-Adviser契約解除に係る事前催告に関する事項>

- ① いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間(特段の事情のない限り1ヵ月とする)を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
- ② 前項の定めに関わらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1ヵ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
- ③ 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を東京証券取引所に通知しなければならない。

# 5 【重要な契約等】

該当事項はありません。

# 6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

## 7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

#### (1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し、合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

#### (2) 財政状態の分析

### (流動資産)

当事業年度末における流動資産の残高は、前事業年度末に比べ4,020,104千円増加し、13,085,193千円となりました。これは主に仕掛販売用不動産が4,522,640千円増加したことによるものであります。

## (固定資産)

当事業年度末における固定資産の残高は、前事業年度末に比べ571,129千円増加し、798,127千円となりました。 これは主に土地が485,737千円増加したことによるものであります。

## (流動負債)

当事業年度末における流動負債の残高は、前事業年度末に比べ361,975千円増加し、3,997,077千円となりました。これは主に短期借入金が404,000千円、前受金が117,932千円増加した一方で、1年内返済予定の長期借入金が285,162千円減少したことによるものであります。

#### (固定負債)

当事業年度末における固定負債の残高は、前事業年度末に比べ3,879,086千円増加し、7,296,401千円となりました。これは主に長期借入金が3,869,766千円増加したことによるものであります。

#### (純資産)

当事業年度末における純資産の残高は、前事業年度末に比べ350,171千円増加し、2,589,841千円となりました。 これは主に利益剰余金が300,688千円増加したことによるものであります。

## (3) 経営成績の分析

「1【業績等の概要】(1) 業績」に記載のとおりであります。

## (4) キャッシュ・フローの状況の分析

「1【業績等の概要】(2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

#### (5) 経営者の問題意識

「3【対処すべき課題】」に記載のとおりであります。

# 第4 【設備の状況】

# 1 【設備投資等の概要】

当事業年度における設備投資総額は508,974千円であります。その主な内訳は、土地485,737千円であり、ホテル用地の取得によるものであります。

当事業年度における重要な設備の除去及び売却はありません。

# 2 【主要な設備の状況】

2025年7月31日現在

事業所名		帳簿価額(千円)					従業員数
(所在地)	設備の内容	建物	工具、器具及 び備品	土地 (面積㎡)	リース 資産	合計	(名)
本社 (東京都渋谷区)	本社事務所	16, 816	2, 984		2, 055	21, 856	51
東駒形ホテル (東京都墨田区)	業務施設	_	_	485, 737 (263)	_	485, 737	_

- (注) 1. 当社は、不動産事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。
  - 2. 本社事務所は賃借しており、当事業年度の賃借料は38,315千円であります。

## 3 【設備の新設、除却等の計画】

重要な設備の新設の計画は、2025年7月31日現在、以下のとおりです。

事業所名		投資刊	产定金額	When the second is a local	
(所在地)	設備の内容	総額(千円)	既支払額(千円)	資金調達方法	新築工事着工及び完了予定
東駒形ホテル(注)	業務施設	未定	485, 737	自己資金及び借入金	2025年12月新築工事着工
(東京都墨田区)	未伤旭苡	<b></b>	400, 737	日L貝並及UII八並	2026年竣工予定

(注)ホテルの投資予定金額の総額については、建築工事費等が未確定であるため、未定であります。

# 第5 【発行者の状況】

# 1 【株式等の状況】

## (1) 【株式の総数等】

記名・無記名 の別、額面・ 無額面の別及 び種類	発行可能 株式総数 (株)	未発行 株式数 (株)	事業年度末現在 発行数 (株) (2025年7月31日)	公表日現在 発行数 (株) (2025年10月23日)	上場金融商品 取引所名又は 登録認可金融 商品取引業協 会名	内容
普通株式	4, 000, 000	3, 000, 000	1, 000, 000	1, 000, 000	東京証券取 引所TOKYO PRO Market	単元株式数 100株
計	4,000,000	3, 000, 000	1, 000, 000	1, 000, 000	_	_

<sup>(</sup>注)未発行株式数には新株予約権の行使により発行される予定の普通株式86,500株が含まれております。

#### (2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第1回新株予約権(2018年7月30日臨時株主総会決議)

E 0	最近事業年度末現在	公表日の前月末現在
区分	(2025年7月31日)	(2025年9月30日)
新株予約権の数(個)	7,000	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	300	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	70,000(注)1、5	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	712(注) 2 、 5	同左
新株予約権の行使期間	2020年7月31日~2028年7月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する	発行価格 712	
場合の株式の発行価格及び資本組入額	資本組入額 356	同左
(円)	(注) 5	
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締 役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	_	_
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付 に関する事項	(注) 4	同左

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、10株であります。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生ずる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率

2. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

また、時価を下回る価額で新株を発行する場合、または自己株式を処分する場合(新株予約権の行使による ものを除く。)は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げ る。

> 既発行株式数 + 新株発行株式数×1株当たり払込金額 新規発行前の株価

調整後払込金額 = 調整前払込金額×--

既発行株式数+新株発行株式数

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

- 3. 新株予約権の行使の条件
  - ① 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員、顧問、社外協力者またはこれに準ずる地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合にはこの限りではない。
  - ② 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
  - ③ 新株予約権者は、当社株式が日本国内の証券取引所に上場された日及び権利行使期間の開始日のいずれか 遅い方の日以後において新株予約権を行使することができる。
- 4. 組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱い
  - 取得条項

当社株主総会及び取締役会において、当社を消滅会社とする合併、当社を分割会社とする吸収合併・新設分割及び当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合、当社は無償で本新株予約権を取得することができる。

② 合併、株式交換または株式移転における本新株予約権の承継

当社が消滅会社となる合併契約書が承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書の議案若しくは株式移転の議案につき株主総会で承認された場合には、本新株予約権に係る義務を合併による存続会社または株式交換・株式移転による完全親会社となるものに承継させるものとし、その細目については当該合併、株式交換または株式移転を承認する株主総会決議において定めるものとする。

5. 2020年9月18日開催の取締役会決議により、2020年10月29日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第2回新株予約権(2019年7月29日臨時株主総会決議)

σΛ.	最近事業年度末現在	公表日の前月末現在
区分	(2025年7月31日)	(2025年9月30日)
新株予約権の数(個)	3, 250	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	1, 300	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	32,500(注)1、5	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	950(注)2、5	同左
新株予約権の行使期間	2021年7月30日~2029年7月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する	発行価格 950	
場合の株式の発行価格及び資本組入額	資本組入額 475	同左
(円)	(注) 5	
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締	同左
	役会の承認を要するものとする。	
代用払込みに関する事項	_	<del></del>
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付 に関する事項	(注) 4	同左

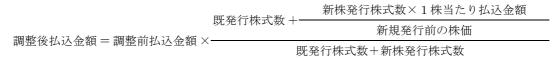
(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、10株であります。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生ずる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率

2. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

また、時価を下回る価額で新株を発行する場合、または自己株式を処分する場合(新株予約権の行使による ものを除く。)は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げ る。



上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

- 3. 新株予約権の行使の条件
  - ① 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員、顧問、社外協力者またはこれに準ずる地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合にはこの限りではない。
  - ② 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
  - ③ 新株予約権者は、当社株式が日本国内の証券取引所に上場された日及び権利行使期間の開始日のいずれか遅い方の日以後において新株予約権を行使することができる。

#### 4. 組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱い

#### ① 取得条項

当社株主総会及び取締役会において、当社を消滅会社とする合併、当社を分割会社とする吸収合併・新設分割及び当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合、当社は無償で本新株予約権を取得することができる。

② 合併、株式交換または株式移転における本新株予約権の承継

当社が消滅会社となる合併契約書が承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書の議案若しくは株式移転の議案につき株主総会で承認された場合には、本新株予約権に係る義務を合併による存続会社または株式交換・株式移転による完全親会社となるものに承継させるものとし、その細目については当該合併、株式交換または株式移転を承認する株主総会決議において定めるものとする。

5. 2020年9月18日開催の取締役会決議により、2020年10月29日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

## (3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

#### (4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

## (5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額(千円)	資本準備金 残高(千円)
2025年2月14日	_	1,000,000	50,000	100,000		

<sup>(</sup>注)2025年2月13日開催の臨時株主総会の決議により、2025年2月14日付で、利益準備金の額700千円の減少、利益剰余金の額49,300千円の減少を行い、その全額を資本金に振り替えております。

## (6) 【所有者別状況】

2025年7月31日現在

								•	1 )101 H 70 K					
	株式の状況(1単元の株式数100株)													
	政府及び	V =4-4% HB	金融商品	その他の	外国法	去人等	個人		単元未満 株式の状況					
	地方公共 金融機関 取引業者	法人	個人以外	個人	その他	計	(株)							
株主数	_	_	_	2	_	_	11	13	_					
(人)				<u> </u>										
所有株式数				1,838			8, 162	10,000	_					
(単元)				1,000			0, 102	10,000						
所有株式数				10.4			01 6	100						
の割合(%)	_	_	_	18. 4	_		81.6	100	_					

<sup>(</sup>注) 自己株式250,000株は「個人その他」に2,500単元含まれております。

# (7) 【大株主の状況】

2025年7月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
幸寿	東京都港区	452, 300	60.30
㈱HYアセットマネジメント	東京都港区芝 3-21-10	180,000	24.00
シーズクリエイト従業員持株会	東京都渋谷区渋谷 3-11-11	40, 548	5. 40
佐藤 富士夫	東京都足立区	36,000	4.80
佐藤 要	東京都港区	21, 000	2.80
㈱アルファステップ	東京都新宿区西新宿1-25-1	3,800	0.50
鈴木 義人	神奈川県横浜市	3, 752	0.50
髙塩 浩司	東京都多摩市	3,000	0.40
中津 貴志	東京都杉並区	3,000	0.40
柳生 明宏	東京都調布市	3,000	0.40
11111111	_	746, 400	99. 52

- (注)1. 持株比率は、発行済株式総数から自己株式(250,000株)を控除して算出しております。
  - 2. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点第3位以下を切り捨てております。

# (8) 【議決権の状況】

# ① 【発行済株式】

2025年7月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	_	_	_
議決権制限株式(自己株式等)	_	_	_
議決権制限株式(その他)	_	_	_
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 250,000	_	_
完全議決権株式(その他)	普通株式 750,000	7, 500	_
単元未満株式	_	_	_
発行済株式総数	1, 000, 000	_	_
総株主の議決権	_	7, 500	_

# ② 【自己株式等】

2025年7月31日現在

所有者の氏名又は	所有者の住所	自己名義所有	他人名義所有	所有株式数の	発行済株式総数に
名称		株式数(株)	株式数(株)	合計 (株)	対する所有株式数
					の割合 (%)
シーズクリエイト	東京都渋谷区渋	250, 000	_	250, 000	25. 00
株式会社	谷三丁目11番11				
	号				
計	_	250,000		250,000	25. 00

## (9) 【ストック・オプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストック・オプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき、新 株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

	第1回新株予約権	第2回新株予約権		
決議年月日	2018年7月30日	2019年7月29日		
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役     2名(注1、2)       当社監査役     1名(注1、2)       当社執行役員     2名(注1、2)       当社従業員     15名(注1、2)       社外協力者     2名(注1、2)	当社取締役 3名(注1、3) 当社執行役員 1名(注1、3) 当社従業員 30名(注1、3)		
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)【新株予約権等の状況】」	「(2)【新株予約権等の状況】」		
	に記載しております。	に記載しております。		
株式の数(株)	同上	同上		
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上	同上		
新株予約権の行使期間	同上	同上		
新株予約権の行使の条件	同上	同上		
新株予約権の譲渡に関する事項	同上	同上		
代用払込みに関する事項	同上	同上		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交 付に関する事項	同上	同上		

- (注)1. 付与対象者の区分及び人数は、付与日時点のものであります。
  - 2. 本発行者情報公表日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社取締役4名、当社監査役1名、当社執行役員1名、当社従業員12名、社外協力者3名となっております。
  - 3. 本発行者情報公表日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社取締役4名、当社監査役1名、当社執行役員1名、当社従業員14名となっております。

# 2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

普通株式

- (1) 【株主総会決議による取得の状況】 該当事項はありません。
- (2) 【取締役会決議による取得の状況】 該当事項はありません。
- (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】 該当事項はありません。

## (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

	最近事	業年度	最近期間		
区分	株式数	処分価額の総額	株式数	処分価額の総額	
	(株)	(千円)	(株)	(千円)	
引き受ける者の募集を行った取得自	<del></del>		<del></del>	_	
己株式					
消却の処分を行った取得自己株式				_	
合併、株式交換、株式交付、会社分	_	_	_	_	
割に係る移転を行った取得自己株式					
その他 (一)		_		_	
保有自己株式数	250, 000	_	250, 000	_	

# 3 【配当政策】

当社は、株主の皆様に対する利益還元は重要な経営課題であると認識しており、事業基盤の整備状況、今後の事業展開、業績や財政状態などを総合的に勘案したうえで、配当を検討しておりますが、当面は更なる成長に向けた事業拡大、組織構築などに投資を行うことが株主価値の最大化に資すると考え、その原資となる内部留保の充実を基本方針とする考えであります。今後は財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状態や事業計画等を十分に勘案しながら剰余金の配当を決定してまいります。剰余金の配当の決定機関は、期末配当につきましては株主総会、中間配当につきましては取締役会であります。

# 4 【株価の推移】

## (1) 【最近3年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第25期	第26期	第27期
決算年月	2023年7月	2024年7月	2025年7月
最高 (円)	_	2, 248	_
最低 (円)	_	2, 248	_

<sup>(</sup>注)最高・最低株価は、東京証券取引所TOKYO PRO Marketにおける取引価格であります。

## (2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2025年2月	3月	4月	5月	6月	7月
最高 (円)	_	_	_	_		_
最低 (円)	_	_	_	_	_	_

(注)2025年2月から7月までにおいては売買実績がありません。

# 5 【役員の状況】

男性9名 女性―名(役員のうち女性の比率―%)

役名	職名	j	氏名	生年月日		略歴	任期	報酬	所有 株式数 (株)
代表取締役	会長	幸	<del></del>	1956年	1982年4月	ダイア建設㈱入社			
				7月15日	1994年6月	同社取締役東北支店長			
					1998年6月	同社常務取締役			
					1999年9月	当社代表取締役			
					2002年5月	シーズコミュニティ㈱代表取締			
						役	(:4-)	(34-)	(2 <del>4</del> -) c
					2003年7月	シーズライフケア㈱代表取締役	(注)	(注)	(注)6
					2006年5月	シーズマナーナ㈱代表取締役	3	5	632, 300
					2006年12月	大連日創置業有限公司董事長			
					2016年11月	当社代表取締役会長(現任)			
					2017年6月	㈱HYアセットマネジメント代表			
						取締役(現任)			
					2025年4月	㈱創友建設代表取締役(現任)			
代表取締役	社長	佐藤	富士夫	1962年	1987年4月	小川建設㈱入社			
				2月10日	1991年5月	㈱総合計画コンサルタント入社			
					1993年6月	山彦建設㈱入社			
					1995年5月	㈱大栄入社			
					1996年3月	ダイア建設(株)入社			
					1999年9月	当社取締役事業企画部長			
					2006年6月	当社取締役兼執行役員事業企画	(注)	(注)	0.000
						部長	3	5	36, 000
						シーズマナーナ㈱取締役			
					2007年4月	当社取締役兼常務執行役員事業			
						企画部長			
					2009年4月	当社専務取締役			
					2013年8月	㈱プロパスト社外取締役			
					2016年11月	当社代表取締役社長(現任)			
常務取締役	営業本部長	佐藤	要	1970年	1994年4月	ダイア建設㈱入社			
				6月5日	1999年10月	当社入社			
					2009年4月	当社取締役営業本部長	(注)	(注)	01 000
					2014年4月	当社常務取締役営業本部長	3	5	21, 000
					2024年10月	当社専務取締役営業本部長(現			
						任)			

役名	職名	氏名		生年月日		略歴	<b>仁</b> 邯	報酬	所有 株式数
仅有	400/1	八石		<u> </u>		<b>平日/正</b>	工物	平区日川	(株)
常務取締役	開発事業本	髙塩	浩司	1966年	1989年4月	 トヨタホーム東京㈱入社			(1117)
	部長					ダイア建設㈱入社			
					2000年9月	当社入社			
					2005年10月	当社開発事業本部長			
					2007年4月	執行役員開発事業本部第二開発			
						部長	(20.)	(20.)	
					2008年11月	当社退社	(注)	(注)	3,000
					2008年11月	サーフトラスト(株取締役	3	5	
					2012年11月	当社入社 開発事業本部長			
					2014年4月	当社執行役員開発事業本部長			
					2021年10月	当社取締役開発事業本部長			
					2024年4月	当社常務取締役開発本部長(現			
						任)			
取締役	管理本部長	中津	貴志	1965年	1987年4月	<b>旬コープロジェクト入社</b>			
				11月23日	1994年4月	㈱アミューズ・エヌ入社			
					1996年3月	㈱日本ブレスト入社	(注)	(注)	3, 000
					2004年6月	当社入社	3	5	0,000
					2015年4月	当社執行役員管理本部長			
					2018年10月	当社取締役管理本部長(現任)			
取締役	_	栗原	清	1954年	1977年4月	㈱大京入社			
				6月27日	1995年6月	(株)大京取締役			
					1999年6月	㈱大京常務取締役			
						(株)大京取締役兼専務執行役員			
					2005年6月	㈱大京取締役兼代表執行役副社 長・COO			
					2010年6月	㈱大京リアルド代表取締役社長	(注)	(注)	
					2012年1月	㈱大京アステージ代表取締役副 社長	3	5	
					2014年6月	㈱大京アステージ代表取締役会			
					2011-07	長			
					2018年6月	㈱大京顧問			
					2019年8月	㈱アクラス顧問(現任)			
					2019年10月	当社社外取締役(現任)			
常勤監査役	_	柳生	明宏	1960年	1984年4月	西武都市開発㈱入社			
				2月15日	1997年4月	㈱西洋コミュニティ転籍			
					2002年5月	㈱ジョイント・コミュニティ入			
						社			
						シーズコミュニティ㈱入社	(注)	(注)	3, 000
						(株) オート西洋入社	4	5	•
						当社入社 事業企画本部部長			
						当社総務部長			
						当社常勤監査役(現任)			
					2025年4月	㈱創友建設非常勤監査役(現任)			

								所有
役名	職名	氏名	生年月日		略歷	任期	報酬	株式数
								(株)
監査役		八木 雄一	1979年	2003年10月	三本勝己税理士事務所入所			
			5月23日	2005年1月	辻・本郷税理士法人入社			
				2016年6月	八木税理士事務所設立	(沙)	(注)	
					八木コンサルティング㈱代表取	(注)	(注) 5	
					締役(現任)	4	Э	
				2018年10月	当社非常勤監査役(現任)			
				2019年6月	㈱星医療酸器社外取締役(現任)			
監査役	_	嶋田 雅弘	1957年	1986年4月	弁護士登録			
			8月24日		野田法律事務所 入所			
				2002年1月	紀尾井町総合法律事務所 入所	(注)	(注)	
				2006年3月	シード綜合法律事務所 設立	4	5	
				2012年5月	ソーバル(株) 社外監査役就任			
				2019年8月	当社 非常勤監査役(現任)			
				計				698, 300

- (注) 1. 取締役栗原清氏は、社外取締役であります。
  - 2. 監査役八木雄一氏及び監査役嶋田雅弘氏は、社外監査役であります。
  - 3. 取締役の任期は、2024年10月24日開催の定時株主総会終結の時から選任後2年以内に終了する事業年度の うち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
  - 4. 監査役の任期は、2024年10月24日開催の定時株主総会終結の時から選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
  - 5. 2025年7月期における役員報酬は、総額200,748千円(役員賞与15,400千円を含む。)を支給しております。
  - 6. 代表取締役会長幸寿の所有株式数は、同氏の資産管理会社である株式会社HYアセットマネジメントが所有する180,000株を含んでおります。

## 6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

- (1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】
- ① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

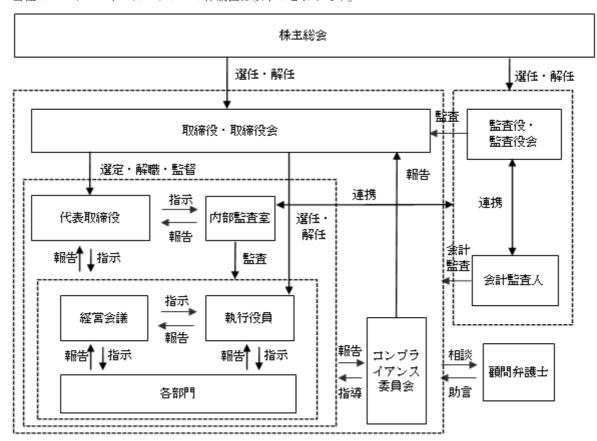
当社は事業を通じて社会の発展に貢献するとともに、株主をはじめとする全てのステークホルダーの皆様から信頼される企業として継続的に企業価値を高めていくことを目指しております。

かかる認識のもと、当社は経営上の重要な課題の一つであるコーポレート・ガバナンスの充実とともに経営の健全性・透明性・効率性の確保に努め、的確な経営の意思決定とそれに基づく迅速な業務執行、及び適正な監督・監視・牽制機能の強化・充実に努めてまいります。

#### ② コーポレート・ガバナンスの体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、会社法に基づく機関として、株主総会、取締役会、監査役会を設置するとともに、日常的に事業を監視する役割として内部監査室を設置しております。重要な経営判断と業務執行の監督を担う取締役会と、取締役から独立した監査役により、経営の監督・牽制機能を実効する体制としております。監査役は、取締役会に出席し、業務執行者から独立した立場で意見を述べ、会社経営における意思決定プロセスの違法性や著しく不当な職務執行がないか等、取締役の職務執行状況を常に監視する体制を確保しております。また、社外取締役1名及び社外監査役2名を選任し、外部からの視点による経営監督機能を強化しております。当社の企業規模、事業内容等を勘案しますと、経営の効率性及び妥当性の監視機能において取締役が相互に監視し、かつ、社外役員の意見を参考にすることにより、経営監視機能の実効性は確保しているものと考えております。

当社のコーポレート・ガバナンスの体制図は以下のとおりです。



# (a) 取締役·取締役会

当社は、取締役6名(うち社外取締役1名)で構成された取締役会を設置しております。定時取締役会は毎月1回開催し、経営の基本方針の決定、業務の意思決定及び取締役間の相互牽制による職務執行の監督を行う機関としております。臨時取締役会は必要に応じて開催し、迅速な経営判断を遂行しております。

#### (b) 執行役員

当社は、執行役員制度を採用しております。取締役会の決議により執行役員の担当業務を定め、その業務の執行を委任しております。執行役員は定期的に職務の執行状況を代表取締役へ報告することで、担当業務の執行責任を果たし、各部門の業務活性化を促進しております。

#### (c) 経営会議

当社は、経営に関する重要な事項についての情報共有及び決議等のために部長以上の役職者による経営会議を、原則として月1回開催しております。業務の具体的な方向性を定めることで、業務の活性化及び効率化を図っております。

### (d) 監查役·監查役会

当社は、監査役会を設置しております。監査役3名(うち社外監査役2名)の監査役による監査を実施しております。監査役は、年間の監査方針及び監査計画を策定するとともに、定時取締役会に常時出席し、取締役の職務執行について監査を実施し、監査役会において意思疎通及び情報交換による重要事項の共有を図っております。さらに常勤監査役は、経営会議その他の重要な会議に出席し、意見具申するとともに、取締役の業務執行の適法性及び妥当性について監査を実施しております。また、適宜会計監査人及び内部監査室と連携し、実効性のある監査役監査を実施しております。

#### (e) 内部監査室

当社は、代表取締役社長により直接任命された内部監査人 (1名) を配置する内部監査室を独立した組織として設置しております。内部監査人は、当社の年間内部監査計画を策定し、業務及び会計に関わる経営活動に対して全般的な監査を実施しております。

#### (f) 会計監査人

当社は、会計監査人を設置しております。東陽監査法人と監査契約を締結し、適時適切な会計監査を受けております。

#### (g) コンプライアンス委員会

当社は、コンプライアンス体制の強化を図る目的で、社長、各本部長、及び総務部で構成されるコンプライアンス委員会を設置しております。役職員に対するコンプライアンス研修を年4回実施し、法令遵守の徹底を図っております。

#### ③ コーポレート・ガバナンスに関するその他の事項

(a) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

「コンプライアンス規程」に基づき、コンプライアンス統括責任者による法令、社内規程等の遵守のための教育・研修等の推進及び管理を行うことで、コンプライアンス体制の強化を図っております。

また、管理本部長及び顧問弁護士を窓口とした内部通報制度の整備及び運用により、内部監視体制の強化を図っております。

(b) 取締役及び使用人の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

「文書保管管理規程」等の業務執行に関わる規程に基づき、適切に情報の保存及び管理を行っております。

(c) 損失の危険の管理に関する体制

「リスク管理規程」に基づき、当社の経営に重大な影響を与えると予見されるリスクを各部門で認識・把握するとともに、各部門においてこれらを管理することで、速やかな危機管理対応と予防措置実施の徹底を行う仕組みを構築しております。法令遵守やリスク管理等の観点から、業務遂行において問題若しくは懸念がある場合、当社と顧問契約を締結している弁護士に助言・指導を受けております。

また、不動産事業において、顧客の個人情報等を取扱うことから、個人情報管理の徹底が非常に重要であると 認識しております。当社では情報管理に関する基本的な方針を「プライバシーポリシー」として定めるとともに、 その取扱いに関してホームページにおいて公表しております。

## (d) 業務の適正を確保するための体制

「内部監査規程」に基づき、内部監査室が内部監査を実施し、その結果を社長及び対象部門に報告し、有効な 内部統制の整備及び運用を推進するとともに、改善策の指導、実施の支援・助言等を行っております。

また、「情報システム管理規程」に基づき、IT統制の実施を図っております。

# (e) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役を除く。)と監査役及び会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができます。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める額を限度とする旨を定款に定めております。これに基づき、当社は、社外取締役と社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

#### (f) 取締役会で決議できる株主総会決議事項

イ 取締役会決議による中間配当の実施

当社は、機動的な利益還元を可能とするため、取締役会の決議により、毎年1月31日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

ロ 取締役会決議による自己株式の取得について

当社は、自己の株式の取得について、経営状況等に応じて機動的な財務政策の遂行を可能とするため、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

#### ハ 取締役及び監査役の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、取締役会の決議によって、 取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)及び監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条 第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令の定める限度額の範囲 でその責任を免除することができる旨を定款に定めております。

#### (g) 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める特別決議について、 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権 の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

#### (h) 取締役の定数

当社の取締役は6名以内とする旨を定款で定めております。

#### (i) 取締役の選任の決議要件

当社の取締役の選任決議については、議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、取締役の選任決議は累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

## ④ 社外役員の状況

当社の社外取締役は1名、社外監査役は2名であります。

当社の社外取締役栗原清、社外監査役八木雄一、社外監査役嶋田雅弘の3名と当社との間には、人的関係、資本的関係または取引関係その他の特別な利害関係はなく、当社の一般株主と利益相反が生じるおそれはないことから、当社からの独立性を有しているものと判断しております。

⑤ 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

当社は、社外取締役及び社外監査役の独立性に関する基準は定めておりませんが、選任に当たっては、経歴や当社との関係を踏まえ、当社経営陣からの独立した立場において社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを前提に判断しております。監査役会設置会社として、社外監査役を含めた監査役会の経営監査は有効に機能していると考えております。

# ⑥ 監査役監査の状況

当社における監査役は3名以上とする旨を定款に定めており、監査役監査は、当社の常勤監査役(1名)が取締役会、経営会議のほか、コンプライアンス委員会その他重要な会議に、非常勤監査役(2名)が取締役会にそれぞれ出席し、取締役からの聴取その他重要な決裁書類等の閲覧により、取締役会の意思決定の過程及び取締役の業務執行について監査を実施しております。

# ⑦ 内部監査の状況

当社における内部監査は、社長直轄の内部監査担当部門である内部監査室(1名)が、各部署の所管業務を法令、 社内規程等に従い適切かつ有効に運用されているかを監査し、その結果を社長に報告すると共に、関係部署に適切 な指導を行って、業務上の過誤による不測の事態の発生を予防するとともに業務の改善と経営効率の向上を図って おります。

また、内部監査室、監査役及び監査法人は、年間監査方針・監査計画等を三者で共有しており、会計監査の結果

や業務監査の結果の情報を交換し、監査の品質向上と効率化に努めております。

## ⑧ 会計監査の状況

(a) 監査法人の名称及び業務を執行した公認会計士並びに監査業務に係る補助者の構成 当事業年度において財務諸表監査業務を執行した公認会計士は次のとおりであります。

監査法人名	公認会計士の氏名等		
東陽監査法人	指定社員	川久保 孝之	
	指定社員	阿久津 大輔	

いずれも継続監査年数は7年以内であります。また、当該監査業務にかかる補助者は公認会計士9名その他5名であります。

なお、当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間に特別の利害関係はありません。

## (b) 監査法人の選定方針と理由

当社の監査法人の選定は、品質管理体制、独立性、監査の実施体制及び監査報酬見積額等を指標に、総合的に勘案しております。

# (c) 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役会は、監査役会が定める評価基準書に基づき、監査法人の品質管理体制や監査チームの独立性・ 専門性、監査の実施状況、その適切性や妥当性などの評価を行っております。

## ⑨ 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、支配株主との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般の取引条件と同等の条件に照らし合わせて決定し、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないように対応しております。なお、関連当事者取引については、取引の際に取締役会の承認を必要としております。取締役会において適宜関連当事者取引を把握することで、少数株主の利益を損なう取引を排除する方針としております。

## ⑩ 役員の報酬等

(a) 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる	
		基本報酬	賞与	ストック・ オプション	退職慰労金	役員の員数 (名)
取締役(社外取締役を除く)	188, 797	133, 200	15, 400	_	40, 197	5
監査役(社外監査役を除く)	7, 151	6, 450	_	_	701	1
社外役員	4, 800	4, 800	_	_	_	3

## (b) 役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

# (c) 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を定めておりませんが、株主総会で承認された役員報酬の限度内で、過年度の報酬実績、業績及び個々の役割を勘案し、取締役報酬については取締役会の決議による委任に基づき、代表取締役社長佐藤富士夫が、監査役報酬については監査役で協議し、決定しております。

なお、役員報酬限度額は、2003年6月27日開催の定時株主総会の決議により、当該株主総会の終結の時以降、 取締役分が年額200,000千円以内、監査役分が年額30,000千円以内となっております。当該株主総会終結時点の 取締役の員数は、5名(うち、社外取締役は0名)、監査役の員数は、2名(うち、社外監査役は2名)です。

## ⑪ 株式の保有状況

(a) 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分については、以下の条件を全て満たしたものを純投資目的である投資株式と位置付けております。

- a 上場株式であること
- b 議決権株式の保有割合が20%以下であること
- (b) 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式
  - a 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の 内容

上記(a)以外の株式等を取得する場合には、その購入価額が1,000千円未満の場合は社長及び会長決裁、1,000千円以上の場合は取締役会の承認によることとしております。

b 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数	貸借対照表計上額の合計額(千円)
非上場株式	1	3,000
非上場株式以外の株式	_	_

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

- c 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報 該当事項はありません。
- (c) 保有目的が純投資目的である投資株式 該当事項はありません。

## (2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査法人に対する報酬の内容】

区分	最近事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
発行者	20,000	_

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

## ④ 【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針は、監査日数、当社の規模・業務の特性等の要素を総合的に勘案して決定しております。

# 第6 【経理の状況】

## 1. 財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

## 2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当事業年度(2024年8月1日から2025年7月31日まで)の財務諸表について、東陽監査法人により監査を受けております。

## 3. 連結財務諸表について

連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(1976年大蔵省令第28号)第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいものとして、連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は次のとおりであります。

資産基準 0.27%売上高基準 0.00%利益基準 △1.04%利益剰余金基準 △0.12%

# 【財務諸表等】

# (1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

① 【貸借対照表】		(単位:千円)
	前事業年度 (2024年7月31日)	当事業年度 (2025年7月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	<b>※</b> 1 2, 383, 510	<b>※</b> 1 2, 758, 389
売掛金	16, 848	6, 551
販売用不動産	<b>※</b> 1 1, 547, 050	<b>※</b> 1 689, 850
仕掛販売用不動産	<b>※</b> 1 4, 934, 961	<b>※</b> 1 9, 457, 601
未成工事支出金	38	5, 821
貯蔵品	6, 617	4, 467
前渡金	82, 413	77, 979
前払費用	27, 165	37, 553
その他	66, 482	46, 984
貸倒引当金	_	$\triangle 6$
流動資産合計	9, 065, 088	13, 085, 193
固定資産		
有形固定資産		
建物	12, 557	29, 321
減価償却累計額	$\triangle 11,560$	$\triangle$ 12, 505
建物(純額)	996	16,816
工具、器具及び備品	3, 686	6, 758
減価償却累計額	△3, 518	$\triangle 3,774$
工具、器具及び備品(純額)	168	2, 984
土地		485, 737
リース資産	6, 213	6, 213
減価償却累計額	△3, 108	△4, 157
リース資産(純額)	3, 105	2,055
有形固定資産合計	4, 269	507, 594
無形固定資産		<u> </u>
ソフトウエア	2,722	2,833
無形固定資産合計	2,722	2, 833
投資その他の資産		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
投資有価証券	23, 026	23, 320
関係会社株式		40,000
出資金	<b>※</b> 1 42, 240	<b>※</b> 1 42, 240
長期前払費用	472	872
繰延税金資産	54, 886	46, 309
その他	99, 412	134, 980
貸倒引当金	△31	∆23
投資その他の資産合計	220, 006	287, 700
固定資産合計	226, 998	798, 127
資産合計	9, 292, 087	13, 883, 321

		(単位:千円)		
	前事業年度 (2024年7月31日)	当事業年度 (2025年7月31日)		
負債の部				
流動負債				
買掛金	67, 908	127, 256		
短期借入金	<b>※</b> 1、2、3 2,255,500	<b>※</b> 1、2、3 2,659,500		
1年内償還予定の社債	30, 000	20,000		
1年内返済予定の長期借入金	<b>※</b> 1、2、3 747, 429	<b>※</b> 1、2、3 462,267		
リース債務	1, 173	1, 197		
未払金	45, 133	61,694		
未払費用	61, 949	50,072		
未払法人税等	112, 921	95, 803		
前受金	307, 200	425, 132		
預り金	5, 886	13, 415		
未払消費税等	_	80, 738		
流動負債合計	3, 635, 101	3, 997, 077		
固定負債				
社債	20,000	_		
長期借入金	<b>※</b> 1 、 2 、 3  3,080,604	<b>※</b> 1 、2 6,950,371		
リース債務	2, 363	1, 166		
退職給付引当金	90, 737	76, 452		
役員退職慰労引当金	207, 542	248, 951		
資産除去債務	4, 200	9, 627		
その他	11, 867	9, 833		
固定負債合計	3, 417, 315	7, 296, 401		
負債合計	7, 052, 417	11, 293, 479		
純資産の部				
株主資本				
資本金	50, 000	100,000		
利益剰余金				
利益準備金	700	_		
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金	2, 750, 944	3, 051, 632		
利益剰余金合計	2, 751, 644	3, 051, 632		
自己株式	<u></u>	△562,000		
株主資本合計	2, 239, 644	2, 589, 632		
評価・換算差額等				
その他有価証券評価差額金	26	209		
評価・換算差額等合計	26	209		
純資産合計	2, 239, 670	2, 589, 841		
負債純資産合計	9, 292, 087	13, 883, 321		
2 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2		10,000,001		

		(単位:千円)
	前事業年度	当事業年度
	(自 2023年8月1日	(自 2024年8月1日
<b></b>	至 2024年 7 月 31 日 )	至 2025年7月31日)
売上高	<b>※</b> 1 10, 525, 984	<b>※</b> 1 11,772,552
売上原価	8, 966, 959	9, 808, 270
売上総利益	1, 559, 025	1, 964, 281
販売費及び一般管理費	<u>** 2 1,004,308</u>	<b>※</b> 2 1, 234, 871
営業利益	554, 716	729, 409
営業外収益		
受取利息	31	554
受取配当金	14, 838	4, 765
償却債権取立益	600	600
受取手数料	1, 400	2, 327
受取保険金	7, 876	_
その他	2, 790	124
営業外収益合計	27, 536	8, 372
営業外費用		
支払利息	129, 742	172, 437
支払手数料	28, 491	32,608
投資有価証券売却損	2,000	6, 536
その他	4, 765	2,050
営業外費用合計	164, 999	213, 632
経常利益	417, 253	524, 150
特別損失		
固定資産除去損	_	2, 593
特別損失合計		2, 593
税引前当期純利益	417, 253	521, 557
法人税、住民税及び事業税	135, 537	163, 102
法人税等調整額	$\triangle 1,752$	8, 466
法人税等合計	133, 785	171, 568
当期純利益	283, 468	349, 988
		010, 000

#### 【売上原価明細書】

			\	<u> </u>	s to the site of		
			前事業年月	麦	当事業年度		
			(自 2023年8月	1 日	(自 2024年8月1日		
	<b>は</b> 八	注記	至 2024年7月		至 2025年7		
区分		番号	王 2024年 7 月	91 H /	主 2025年 7	月 91 日 /	
		田夕	金額	構成比	金額	構成比	
			(千円)	(%)	(千円)	(%)	
_	r + n - 利 - 方 元 / l - #		0 505 140	70.0	7 007 010		
1	販売用不動産取得費		6, 567, 143	73. 2	7, 207, 912	73. 5	
П	Ⅱ 経費		2, 399, 816	26.8	2,600,358	26. 5	
111	社員	<b>※</b> 1	2, 333, 810	20.0	2,000,000	20.0	
	売上原価		8, 966, 959	100.0	9, 808, 270	100.0	

#### 原価計算の方法

原価計算の方法は、個別原価計算によっております。

# ※1. 経費の主な内訳は、次のとおりであります。

前事業年度		当事業年度		
(自 2023年8月1日 至 2024年	7月31日)	(自 2024年8月1日 至 2025年7月31日)		
外注費 2,	343, 227千円	外注費	2,540,599千円	

# ③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2023年8月1日 至 2024年7月31日)

(単位:千円)

			株	主資本			評価・換算差額等		
	資本金	利益準備金	利益剰余金 その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金合計	自己株式	株主資本合計	その他 有価証 券評価 差額金	評価·換 算差額 等合計	純資産 合計
当期首残高	50,000	700	2, 467, 475	2, 468, 175	△449, 600	2, 068, 575	△192	△192	2, 068, 383
当期変動額									
当期 純利益			283, 468	283, 468		283, 468			283, 468
自己株式 の取得					△112, 400	△112, 400			△112, 400
株主資本 以外の当期 変動額 (純額)							218	218	218
当期変動額 合計	_	_	283, 468	283, 468	△112, 400	171, 068	218	218	171, 286
当期末残高	50,000	700	2, 750, 944	2, 751, 644	△562,000	2, 239, 644	26	26	2, 239, 670

当事業年度(自 2024年8月1日 至 2025年7月31日)

(単位:千円)

			株	主資本			評価・換	算差額等	
	資本金	利益 準備 金	利益剰余金 その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余 金合計	自己株式	株主資本合計	その他 有価証 券評価 差額金	評価·換 算差額 等合計	純資産 合計
当期首残高	50,000	700	2, 750, 944	2, 751, 644	△562, 000	2, 239, 644	26	26	2, 239, 670
当期変動額									
当期 純利益			349, 988	349, 988		349, 988			349, 988
利益準備 金から資 本金への 振替	700	△700		△700		_			_
利益剰余 金から資 本金への 振替	49, 300		△49, 300	△49, 300		_			_
株主資本 以外の項 目の当期 変 動 額 (純額)							183	183	183
当期変動額合計	50,000	△700	300, 688	299, 988	_	349, 988	183	183	350, 171
当期末残高	100, 000	_	3, 051, 632	3, 051, 632	△562, 000	2, 589, 632	209	209	2, 589, 841

営業活動によるキャッシュ・フロー	前事業年度 (自 2023年8月1日 至 2024年7月31日) 417,253 2,174	当事業年度 (自 2024年8月1日 至 2025年7月31日) 521,557
営業活動によるキャッシュ・フロー	至 2024年7月31日) 417,253	至 2025年7月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	417, 253	
		521 557
税引前当期純利益		
減価償却費	2, 1. 1	2, 946
貸倒引当金の増減額(△は減少)	1	$\triangle 2$
退職給付引当金の増減額(△は減少)	10, 179	$\triangle$ 14, 285
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	18, 135	41, 408
受取利息及び受取配当金	△14, 870	$\triangle 5,320$
受取保険金	$\triangle 7,876$	
支払利息	129, 742	172, 437
投資有価証券売却損益(△は益)	2,000	6, 536
固定資産除去損		2, 593
売上債権の増減額(△は増加)	$\triangle$ 16, 367	10, 297
棚卸資産の増減額(△は増加)	△649, 009	$\triangle 3,669,073$
前渡金の増減額(△は増加)	$\triangle 46,408$	4, 433
仕入債務の増減額(△は減少)	267	59, 347
未払又は未収消費税等の増減額	△18, 398	121, 390
前受金の増減額(△は減少)	180, 160	117, 932
その他の資産の増減額(△は増加)	△18, 978	$\triangle 23,522$
その他の負債の増減額(△は減少)	△5, 327	△5, 193
その他	$\triangle 4,553$	<i></i> 0, 100
小計	$\triangle 1,874$	$\triangle 2,656,517$
利息及び配当金の受取額	14, 873	1, 033
利息の支払額	△132, 941	△180, 018
保険金の受取額	7, 876	△100, 010
法人税等の支払額	△84, 028	△180, 220
営業活動によるキャッシュ・フロー	$\triangle 216,093$	$\triangle 3,015,724$
投資活動によるキャッシュ・フロー	△210, 033	
投資有価証券の取得による支出	△202, 000	△101,000
投資有価証券の売却による収入	200, 000	98, 320
関係会社株式の取得による支出		$\triangle 40,000$
出資金の払込による支出	$\triangle 20,000$	<u> </u>
有形固定資産の取得による支出		△485, 180
無形固定資産の取得による支出	<u></u>	$\triangle 3,400$
敷金・保証金の差入による支出	△38	$\triangle$ 18, 123
敷金・保証金の回収による収入	221	624
定期預金の預入による支出	$\triangle 521,649$	△539, 167
定期預金の払戻による収入	506, 747	519, 149
その他の支出	△16, 181	$\triangle 18,069$
投資活動によるキャッシュ・フロー	△52, 900	△586, 845

		(単位:千円)
	前事業年度	当事業年度
	(自 2023年8月1日	(自 2024年8月1日
	至 2024年7月31日)	至 2025年7月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	5, 098, 400	5, 386, 000
短期借入金の返済による支出	△4, 392, 600	△4, 982, 000
長期借入れによる収入	3, 438, 100	6, 642, 280
長期借入金の返済による支出	$\triangle 3,828,647$	$\triangle 3,057,675$
社債の償還による支出	△40, 000	△30,000
リース債務の返済による支出	△1, 150	△1, 173
自己株式の取得による支出	△112, 928	_
財務活動によるキャッシュ・フロー	161, 173	3, 957, 430
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△107, 821	354, 861
現金及び現金同等物の期首残高	1, 981, 181	1, 873, 360
現金及び現金同等物の期末残高	<b>※</b> 1,873,360	<b>※</b> 2, 228, 222

#### 【注記事項】

(重要な会計方針)

- 1. 有価証券の評価基準及び評価方法
  - (1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。
  - (2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

- 2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法
  - (1) 販売用不動産、仕掛販売用不動産、未成工事支出金 個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。
  - (2) 貯蔵品

先入先出法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

- 3. 固定資産の減価償却の方法
  - (1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法(2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法)を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物

8年~15年

工具、器具及び備品

3年~15年

(2) 無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

ソフトウエア(自社利用分) 5年(社内における利用可能期間)

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

- 4. 引当金の計上基準
  - (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権 については個別に回収可能性を勘案した回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。 退職給付引当金及び退職給付費用の計算については、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務 とする方法による簡便法を適用しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金支給規程に基づく期末要支給額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

(1) 不動産販売

区分建物買取再販、収益物件開発販売は不動産売買契約に基づき、当該物件の引き渡しを行う義務を負って

おります。当該履行義務は物件が引き渡される一時点で充足されるものであり、当該引渡時点において収益を 計上しております。

#### (2) リフォーム請負契約

リフォーム収益は住宅リフォームの請負契約に基づき、リフォーム工事を行う義務を負っております。当該 履行義務はリフォーム工事完了時に引き渡される一時点で充足されるものであり、当該引渡時点において収益 を計上しております。

#### 6. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか 負わない取得日から3ヵ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

#### (重要な会計上の見積り)

#### 1. 販売用不動産等

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位:千円)

	前事業年度	当事業年度
販売用不動産	1, 547, 050	689, 850
仕掛販売用不動産	4, 934, 961	9, 457, 601

#### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社が保有する棚卸資産のうち主なものは販売用不動産及び仕掛販売用不動産であり、正味売却価額が取得原価を下回る棚卸資産については、その差額を費用処理し、棚卸資産を減額しております。

正味売却価額の算定における主要な仮定は、実績等に基づく販売見込額であります。市場環境等の変化により売却市場の時価に変更が生じた場合には販売用不動産等に重要な影響を与える可能性があります。

#### 2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位:千円)

	前事業年度	当事業年度
繰延税金資産	54, 886	46, 309

# (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の回収可能性は、将来の税金負担額を軽減する効果を有するかどうかで判断しております。当 社の将来の課税所得の見積の基礎となるタックス・プランニングの策定にあたり、将来の受注予測等に基づく 売上高を主要な仮定と考えております。課税所得の見積りは過去の推移や将来の事業計画を基礎として慎重に 検討し計上しておりますが、市場環境等の変化により前提条件が変更された場合には繰延税金資産の回収可能 性に重要な影響を与える可能性があります。

#### (未適用の会計基準等)

(リースに関する会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)等

## (1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRRS第16号の全ての定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファ

イナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権 資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

#### (2) 適用予定日

2028年7月期の期首から適用します。

#### (3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

#### (表示方法の変更)

#### (損益計算書)

前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「受取手数料」は、営業外収益の総額の100 分の10を超えたため、当事業年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前 事業年度の財務諸表の組替を行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外収益」の「その他」に表示していた4,190千円は、「受取手数料」1,400千円、「その他」2,790千円として組み替えております。

#### (貸借対照表関係)

#### ※1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保付債務は次のとおりであります。

担体に供している貝座及び担	体的関係は外のこれりであります。	
	前事業年度	当事業年度
	(2024年7月31日)	(2025年7月31日)
販売用不動産	1,479,357千円	648,450千円
仕掛販売用不動産	4, 733, 120 "	9, 322, 246 "
定期預金	160, 240 "	175, 242 "
出資金	40,000 "	40,000 "
計	6, 412, 716 千円	10, 185, 939 千円

	前事業年度 (2024年7月31日)	当事業年度 (2025年7月31日)
短期借入金	1,699,900千円	2,203,500千円
1年内返済予定の長期借入金	678, 807 "	395, 498 "
長期借入金	2, 931, 736 "	6, 827, 807 "
<u></u>	5, 310, 444 千円	9, 426, 805 千円

担保に供している資産のうち、販売用不動産及び仕掛販売用不動産の一部については、根抵当権(極度額前事業年度4,174,780千円、当事業年度8,763,540千円)が設定されております。

#### ※2 当座貸越契約及び貸出コミットメントライン契約

当社は運転資金の効率的な調達を行うため、取引金融機関4行と当座貸越契約を締結しております。また、 資金調達の機動性及び安定性の確保を図るため、取引金融機関2行(前事業年度2行)とコミットメントライン契約を締結しております。

これらの契約に基づく借入金未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年7月31日)	当事業年度 (2025年7月31日)
当座貸越極度額	1,250,000千円	1,977,000千円
貸出コミットメントの総額	600, 000 "	600, 000 "
借入実行残高	1, 167, 000 "	1, 824, 300 "
差引額	683,000 千円	752,700千円

#### ※3 財務制限条項

前事業年度(2024年7月31日)

- (1) 当社が株式会社みずほ銀行と締結した当座貸越契約及び株式会社東邦銀行と締結した当座貸越契約には、 次の財務制限条項が付されており、財務制限条項に抵触した場合には、貸付人の請求により、契約上の全ての 債務について期限の利益を喪失する可能性があります。
  - ①各事業年度末日における単体の貸借対照表における純資産の部の金額が2023年7月に終了する事業年度末日における純資産の部の金額の75パーセントの金額以上であること。
  - ②各事業年度の単体の損益計算書上の経常損益に関して、2期連続して損失を計上していないこと。
- (2) 当社が株式会社第四北越銀行と締結したコミットメントライン契約には、次の財務制限条項が付されており、下記の条項のいずれか一つでも充足されなかった場合は、貸付金に対して当該貸付けに係る不動産に根抵当権設定契約(極度額は当該貸付実行金額の120%とする)を締結し、かつ、当該根抵当権設定契約に係る全ての根抵当権の設定の本登記手続を行う義務を負っております。
  - ①各事業年度末日における単体の貸借対照表における純資産の部の金額が、2023年7月に終了する事業年度末日における同純資産の部の金額の75パーセントの金額以上であること。
  - ②各事業年度の単体の損益計算書上の経常損益に関して、経常損失を計上していないこと。
- (3) 当社の借入金の内、株式会社東邦銀行からの借入金243,546千円には、次の財務制限条項が付されており、 財務制限条項に抵触した場合には、貸付人の請求により、契約上の全ての債務について期限の利益を喪失する 可能性があります。
  - ①各事業年度末日における単体の貸借対照表における純資産の部の金額が、2022年7月に終了する事業年度 末日における同純資産の部の金額の75パーセントの金額以上であること。
  - ②各事業年度の単体の損益計算書上の経常損益に関して、2期連続して損失を計上していないこと。

#### 当事業年度(2025年7月31日)

- (1) 当社が株式会社みずほ銀行と締結した当座貸越契約及び株式会社東邦銀行と締結した当座貸越契約には、 次の財務制限条項が付されており、財務制限条項に抵触した場合には、貸付人の請求により、契約上の全ての 債務について期限の利益を喪失する可能性があります。
  - ①各事業年度末日における単体の貸借対照表における純資産の部の金額が2024年7月に終了する事業年度末日における純資産の部の金額の75パーセントの金額以上であること。
  - ②各事業年度の単体の損益計算書上の経常損益に関して、2期連続して損失を計上していないこと。
- (2) 当社が株式会社第四北越銀行と締結したコミットメントライン契約には、次の財務制限条項が付されており、下記の条項のいずれか一つでも充足されなかった場合は、貸付金に対して当該貸付けに係る不動産に根抵当権設定契約(極度額は当該貸付実行金額の120%とする)を締結し、かつ、当該根抵当権設定契約に係る全ての根抵当権の設定の本登記手続を行う義務を負っております。
  - ①各事業年度末日における単体の貸借対照表における純資産の部の金額が、2024年7月に終了する事業年度 末日における同純資産の部の金額の75パーセントの金額以上であること。
  - ②各事業年度の単体の損益計算書上の経常損益に関して、経常損失を計上していないこと。
- (3) 当社の借入金の内、株式会社東邦銀行からの借入金73,290千円には、次の財務制限条項が付されており、財務制限条項に抵触した場合には、貸付人の請求により、契約上の全ての債務について期限の利益を喪失する可能性があります。
  - ①各事業年度末日における単体の貸借対照表における純資産の部の金額が、2022年7月に終了する事業年度 末日における同純資産の部の金額の75パーセントの金額以上であること。
  - ②各事業年度の単体の損益計算書上の経常損益に関して、2期連続して損失を計上していないこと。

### (損益計算書関係)

#### ※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、財務諸表「注記事項(収益認識関係) 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

#### ※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、以下のとおりであります。

	前事業年度	当事業年度
	(自 2023年8月1日	(自 2024年8月1日
	至 2024年7月31日)	至 2025年7月31日)
役員報酬	130,800千円	144,450千円
役員賞与	14, 125 "	15, 400 "
給料手当	214, 150 "	263, 646 "
租税公課	134, 360 <i>"</i>	174, 630 <i>"</i>
減価償却費	2, 174 "	2,946 "
退職給付費用	10, 795 "	7,742 "
役員退職慰労引当金繰入額	18, 135 "	41, 408 "
支払手数料	158, 964 "	183, 168 "
おおよその割合		
販売費	19.9%	18.1%
一般管理費	80.1%	81.9%

#### (株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2023年8月1日 至 2024年7月31日)

#### 1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式 (株)	1, 000, 000		_	1,000,000

# 2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加 減少		当事業年度末
普通株式 (株)	200, 000	50,000	_	250, 000

- (注) 2023年12月14日開催の取締役会決議により、2023年12月15日付で自己株式50,000株を取得いたしました。
- 3. 新株予約権等に関する事項 該当事項はありません。
- 4. 配当に関する事項 該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年8月1日 至 2025年7月31日)

# 1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式 (株)	1, 000, 000			1,000,000

# 2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式 (株)	250, 000		_	250, 000

3. 新株予約権等に関する事項 該当事項はありません。

#### 4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度	当事業年度
	(自 2023年8月1日	(自 2024年8月1日
	至 2024年7月31日)	至 2025年7月31日)
現金及び預金	2,383,510 千円	2,758,389 千円
預入期間が3ヵ月を超える定期預金	△510, 149 <i>"</i>	△530, 167 "
現金及び現金同等物	1,873,360 千円	2,228,222 千円

### (リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

①リース資産の内容

有形固定資産 主として、本社における電話機設備一式(工具、器具及び備品)及びファイルサーバ(工具、 器具及び備品)であります。

②リース資産の減価償却費の方法

重要な会計方針「3. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

#### (金融商品関係)

- 1. 金融商品の状況に関する事項
- (1) 金融商品に対する取組方針

不動産販売事業における中古マンションの買取及び開発用地の取得並びにマンション建築において多額の資金 及び期間が必要とされるため、事業計画に照らして必要な資金を主に銀行から調達しております。一時的な余資 は安全性の高い金融資産で運用し、投機的な取引は行わない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

売掛金は、リフォーム工事における営業債権であり、取引先の信用リスクが存在します。取引先の状況は所管部署が定期的にモニタリングし、取引先ごとの回収期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の非上場株式であり、時価又は実質価額が取得原価を下回るリスクが存在しますが、発行体企業の財政状況等の把握により、時価又は実質価額の下落への対応を図っております。 営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日であります。

借入金は、事業活動に必要な資金を調達したものであり、原則として固定金利で調達しているため、金利の変動リスクはありません。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

売掛金については定期的に取引先ごとの信用状況の把握、債権回収の期日や債権残高の管理を実施しています。

② 市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的な時価及び発行体企業の財政状態等を把握し、時価又は実質価額が下回るリスクを把握・管理しています。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理 資金調達については適時に資金繰り計画を作成・更新し、流動性リスクを管理しています。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

#### 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません((注1)を参照ください。)。また、「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「短期借入金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

#### 前事業年度(2024年7月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	20, 026	20, 026	_
資産計	20, 026	20, 026	_
(1) 社債 (1年内償還予定を含む)	50,000	49, 961	△38
(2) 長期借入金(1年内返済予定を含む)	3, 828, 034	3, 780, 310	△47, 723
負債計	3, 878, 034	3, 830, 271	△47, 762

(注1)市場価格のない株式等は、「(1)有価証券及び投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位:千円)

	* * * * * * * * * * * * * * * * * * * *
区分	前事業年度
区刀	(2024年7月31日)
非上場株式	3,000
出資金	42, 240
合計	45, 240

### (注2)社債、借入金の決算日後の返済予定額

前事業年度(2024年7月31日)

	1年以内 (千円)	1 年超 2 年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
社債 (1年内償還予定を含む)	30,000	20,000	_			_
長期借入金(1年内返済予定を含む)	747, 429	1, 043, 284	1, 873, 523	33, 478	84, 141	46, 177
合計	777, 429	1, 063, 284	1, 873, 523	33, 478	84, 141	46, 177

## 当事業年度 (2025年7月31日)

	貸借対照表計上額	時価	差額
	(千円)	(千円)	(千円)
(1) 有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	20, 320	20, 320	_
資産計	20, 320	20, 320	_
(1) 社債(1年内償還予定を含む)	20,000	19, 987	△12
(2) 長期借入金(1年内返済予定を含む)	7, 412, 638	7, 289, 389	△123, 249
負債計	7, 432, 638	7, 309, 376	△123, 262

(注1)市場価格のない株式等は、「(1)有価証券及び投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位:千円)

区分	当事業年度 (2025年7月31日)
非上場株式	3,000
関係会社株式	40,000
出資金	42, 240
合計	85, 240

#### (注2)社債、借入金の決算日後の返済予定額

当事業年度(2025年7月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5 年超 (千円)
社債 (1年内償還予定を含む)	20,000		_			
長期借入金(1年内返済予定を含む)	462, 267	5, 394, 826	1, 396, 715	87, 390	66, 975	4, 465
合計	482, 267	5, 394, 826	1, 396, 715	87, 390	66, 975	4, 465

#### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の

算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に

係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ 属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

#### (1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度(2024年7月31日)

	時価(千円)				
	レベル 1	レベル2	レベル3	合計	
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券					
その他有個証券	_	20,026	_	20, 026	
資産計	_	20,026	_	20,026	

## 当事業年度(2025年7月31日)

	時価(千円)				
	レベル1	レベル2	レベル3	合計	
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券					
その他	_	20, 320	_	20, 320	
資産計		20, 320		20, 320	

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度(2024年7月31日)

	時価(千円)				
	レベル 1	レベル2	レベル3	合計	
社債 (1年内償還予定を含む)	_	49, 961	_	49, 961	
長期借入金(1年内返済予定を含 む)	_	3, 780, 310	_	3, 780, 310	
負債計		3, 830, 271		3, 830, 271	

#### 当事業年度(2025年7月31日)

	時価(千円)				
	レベル1	レベル2	レベル3	合計	
社債(1年内償還予定を含む)	_	19, 987	_	19, 987	
長期借入金(1年内返済予定を含 む)		7, 289, 389		7, 289, 389	
負債計	_	7, 309, 376		7, 309, 376	

#### (注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

#### 有価証券及び投資有価証券

投資信託については、市場における取引価格が存在せず、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの 対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

#### 社債・長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を、残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

#### (有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

前事業年度(2024年7月31日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額 該当事項はありません。

# 当事業年度 (2025年7月31日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

F./\	当事業年度	
区分	(千円)	
関係会社株式	40,000	

#### 2. その他有価証券

前事業年度(2024年7月31日)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額	(1)株式	_	_	_
が取得原価を超え	(2)債券	_	_	_
るもの	(3)その他			_
	小計			_
貸借対照表計上額	(1)株式		_	_
が取得原価を超え	(2)債券	_	_	_
ないもの	(3)その他	20, 026	20,000	26
	小計	20,026	20,000	26
	合計	20,026	20,000	26

<sup>(</sup>注)非上場株式(貸借対照表計上額3,000千円)及び出資金(貸借対照表計上額42,240千円)につきましては、市場価格のない株式等であるため、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

# 当事業年度(2025年7月31日)

<b>コチ未干及(2020</b> 干)	. / 4 - = 1 - /			
	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額	(1)株式	_	_	_
が取得原価を超え	(2)債券	_	_	_
るもの	(3)その他	20, 320	20,000	320
	小計	20, 320	20,000	320
貸借対照表計上額	(1)株式	_	_	_
が取得原価を超え	(2)債券	_	_	_
ないもの	(3)その他	_		_
	小計	_	_	_
	合計	20, 320	20,000	320

<sup>(</sup>注)非上場株式(貸借対照表計上額3,000千円)及び出資金(貸借対照表計上額42,240千円)につきましては、市場価格のない株式等であるため、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

# 3. 売却したその他有価証券

前事業年度(自 2023年8月1日 至 2024年7月31日)

種類	売却額(千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
(1)株式	_	_	_
(2)債券 (3)その他	_	_	_
投資信託	200, 000	_	2, 000
合計	200, 000		2,000

# 当事業年度(自 2024年8月1日 至 2025年7月31日)

種類	売却額(千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
(1)株式 (2)債券 (3)その他	_	_	_ _
投資信託	98, 320	_	6, 536
合計	98, 320	_	6, 536

#### (退職給付関係)

# 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を設けております。

なお、当社の退職一時金制度は、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする簡便法により、 退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

#### 2. 確定給付制度

#### (1) 簡便法を適用した制度の退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

(単位:千円)

		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	前事業年度	当事業年度	
	(自 2023年8月1日	(自 2024年8月1日	
	至 2024年7月31日)	至 2025年7月31日)	
退職給付引当金の期首残高	80, 558	90, 737	
退職給付費用	10, 795	7,742	
退職給付の支払額	△616	$\triangle 22,027$	
退職給付引当金の期末残高	90, 737	76, 452	

#### (2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位:千円)

	前事業年度 (2024年7月31日)	当事業年度 (2025年7月31日)
非積立型制度の退職給付債務	90, 737	76, 452
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	90, 737	76, 452
退職給付引当金	90, 737	76, 452
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	90, 737	76, 452

#### (3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用

前事業年度10,795千円 当事業年度7,742千円

#### (ストック・オプション等関係)

1. ストック・オプションにかかる費用計上額及び科目名 前事業年度(自 2023年8月1日 至 2024年7月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年8月1日 至 2025年7月31日)

該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

2020年10月29日に1株を10株とする株式分割を行っておりますが、以下は、当該株式分割を反映した数値を記載しております。

# (1) ストック・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
決議年月日	2018年7月30日	2019年7月29日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名(注1) 当社監査役 1名(注1) 当社執行役員 2名(注1) 当社従業員 15名(注1) 社外協力者 2名(注1)	当社取締役 3名(注1) 当社執行役員 1名(注1) 当社従業員 30名(注1)
株式の種類別のストック・ オプションの数(注2)	普通株式 70,000株	普通株式 32,500株
付与日	2018年7月30日	2019年7月29日
権利確定条件	新株予約権の割り当てを受けた者が 権利行使時においても当社または当 社子会社の役員、従業員、顧問、社 外協力者またはこれに準じた地位に あること及び当社株式が日本国内の 証券取引所に上場していること。	新株予約権の割り当てを受けた者が 権利行使時においても当社または当 社子会社の役員、従業員、顧問、社 外協力者またはこれに準じた地位に あること及び当社株式が日本国内の 証券取引所に上場していること。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2020年7月31日~2028年7月30日	2021年7月30日~2029年7月29日

- (注)1 付与対象者の区分及び人数は、付与日時点のものであります。
  - 2 株式数に換算して記載しております。

#### (2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(2025年7月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

#### ① ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
権利確定前(株)	_	_
前事業年度末	_	_
付与	_	_
失効		
権利確定		
未確定残		
権利確定後(株)		
前事業年度末	70,000	32, 500
権利確定		
権利行使		
失効	_	_
未行使残	70,000	32, 500

#### ② 単価情報

1 1141111111111111111111111111111111111		
	第1回新株予約権	第2回新株予約権
権利行使価格(円)	712	950
行使時平均株価(円)	_	_
付与日における公正な評価 単価(円)	_	_

# 3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点において、当社株式は未公開株式であるため、ストック・オプションの公正な評価単価を単位当たりの本源的価値の見積りによって算定しております。また、単位当たりの本源的価値の算定基礎となる自社の株式の評価方法は、純資産価額法と類似業種比較法の折衷法及び直近売買事例をもとに算定した価格に基づき決定しております。

算定の結果、株式の評価額が新株予約権の行使時の払込金額を上回らず、単位当たりの本源的価値は零となっていることから、費用計上はしておりません。

#### 4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度(自 2024年8月1日 至 2025年7月31日)

(1) ストック・オプションの本源的価値の合計額

149,705 千円

(2) 権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

一 千円

#### (税効果会計関係)

#### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2024年7月31日)	当事業年度 (2025年7月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	12,624 千円	10,196千円
退職給付引当金	31, 395 "	27, 094 "
役員退職慰労引当金	71, 809 "	88, 228 "
ゴルフ会員権評価損	3, 205 "	3, 283 "
未払費用	1, 567 "	1, 184 "
その他	10, 762 "	13, 152 "
繰延税金資産小計	131, 364 千円	143, 139 千円
評価性引当額小計	△76, 468 <i>"</i>	△94, 923 <i>"</i>
繰延税金資産合計	54,896 千円	48,216千円
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除却費用	△0 千円	△1,795千円
その他	△9 ″	△110 ″
繰延税金負債合計	△9 千円	△1,906千円
繰延税金資産純額	54,886 千円	46,309千円

# 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2024年7月31日)	当事業年度 (2025年7月31日)
法定実効税率	34.6%	34.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.3%	0.8%
住民税均等割	0.0%	0.0%
所得拡大税制による税額控除	$\triangle 4.6\%$	$\triangle 4.5\%$
評価性引当額の増減	0.9%	3.5%
中小法人の軽減税率適用	$\triangle 0.2\%$	$\triangle 0.2\%$
その他	△1.0%	$\triangle 1.5\%$
税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.0%	32.9%

#### 3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)」が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以降開始する事業年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年8月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び 繰延税金負債については、法定実効税率を34.6%から35.4%に変更し計算しております。

なお、この税率変更による影響額は軽微であります。

#### (収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社の事業セグメントは、不動産事業のみの単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

前事業年度(自 2023年8月1日至 2024年7月31日)

(単位:千円)

区分	不動産事業
区分建物買取再販	6, 326, 560
収益物件開発販売	4, 032, 970
リフォーム売上	115, 741
顧客との契約から生じる収益	10, 475, 271
その他の収益(※)	50, 712
外部顧客への売上高	10, 525, 984

当事業年度(自 2024年8月1日至 2025年7月31日)

(単位:千円)

区分	不動産事業
区分建物買取再販	8, 259, 102
収益物件開発販売	3, 343, 757
リフォーム売上	98, 044
顧客との契約から生じる収益	11, 700, 905
その他の収益 (※)	71, 646
外部顧客への売上高	11, 772, 552

- (※) その他の収益は、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号 2007年3月30日) に基づく賃貸収入等であります。
- 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

財務諸表の「注記事項(重要な会計方針) 5.収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

- 3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報
  - (1) 契約負債の残高等

(単位:千円)

	前事業年度	当事業年度
契約負債(期首残高)	127, 039	307, 200
契約負債(期末残高)	307, 200	425, 132

契約負債は、不動産販売、リフォーム請負等について、支払条件に基づき顧客から受け取った前受金に関する ものであります。契約負債は収益の認識に伴い取崩されます。

当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、307,200千円であります。また、当事業年度において、契約負債が117,932千円増加した主な要因は、不動産販売の販売契約時における手付金受領による増加であり、これにより117,161千円増加しております。

過去の期間に充足(又は部分的に充足)した履行義務から、当事業年度に認識した収益(例えば、取引価格の変動)の額に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位:千円)

	前事業年度	当事業年度
1年以内	307, 200	425, 132
合 計	307, 200	425, 132

#### (セグメント情報等)

#### 【セグメント情報】

当社の事業セグメントは、不動産事業のみの単一セグメントであり重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

#### 【関連情報】

前事業年度(自 2023年8月1日 至 2024年7月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略 しております。

- 2. 地域ごとの情報
  - (1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の名称又は氏名	売上高
(株)NST	2, 348, 562

(注)当社は単一セグメントであるため、関連するセグメント名は記載を省略しております。

当事業年度(自 2024年8月1日 至 2025年7月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略 しております。

- 2. 地域ごとの情報
  - (1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の名称又は氏名	売上高
(株MAXIV	2, 681, 809

(注) 当社は単一セグメントであるため、関連するセグメント名は記載を省略しております。

### 【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】 該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】 該当事項はありません。

#### 【関連当事者情報】

前事業年度(自 2023年8月1日 至 2024年7月31日)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又 は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等 の被所有 割合 (%)		取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及 び主要 株主	幸寿		_	当社代表取締役会長		自己株式の 取得(注1)	自己株 式の取 得(注 1)	87, 447		_

- (注) 1. 自己株式の取得については2023年12月14日開催の取締役会の決議に基づき、2023年12月15日に自己株式立会外取引 (ToSTNet-3) により取得しており、取引価格は取引前日の基準値段によるものであります。
  - 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記 該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年8月1日 至 2025年7月31日)

- 1. 関連当事者との取引 重要性が乏しいため、記載しておりません。
- 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記 該当事項はありません。

#### (1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2023年8月1日 至 2024年7月31日)	当事業年度 (自 2024年8月1日 至 2025年7月31日)	
1株当たり純資産額	2, 986. 23円	3, 453. 12円	
1株当たり当期純利益金額	368.82円	466.65円	
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	339. 41円	428. 59円	

(注) 1 株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年8月1日 至 2024年7月31日)	当事業年度 (自 2024年8月1日 至 2025年7月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益金額 (千円)	283, 468	349, 988
普通株主に帰属しない金額 (千円)		
普通株式に係る当期純利益金額 (千円)	283, 468	349, 988
普通株式の期中平均株式数 (株)	768, 579	750, 000
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額 (千円)		
普通株式増加数 (株)	66, 596	66, 596
(うち新株予約権(株))	(66, 596)	(66, 596)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当 たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式 の概要	_	

# (重要な後発事象)

該当事項はありません。

### ⑤ 【附属明細表】

# 【有価証券明細表】

有価証券の金額が資産総額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第124条の規定により記載を省略しております。

# 【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	12, 557	16, 764	_	29, 321	12, 505	944	16, 816
工具、器具及び備品	3, 686	3, 072	_	6, 758	3, 774	256	2, 984
土地	_	485, 737	_	485, 737	_	_	485, 737
リース資産	6, 213	_	_	6, 213	4, 157	1, 049	2,055
有形固定資産計	22, 456	505, 574		528, 031	20, 437	2, 250	507, 594
無形固定資産							
ソフトウエア	7, 669	3, 400	3, 870	7, 199	4, 366	695	2, 833
無形固定資産計	7, 669	3, 400	3, 870	7, 199	4, 366	695	2,833
長期前払費用	472	885	485	872	_	_	872

(注) (1) 当期増加額のうち主なものは、次のとおりであります。

建物 本社に係る設備 16,764千円

工具、器具及び備品 本社に係る設備一式 3,072千円

土地 ホテル用地取得 485,737千円

ソフトウエア 社内システム構築費用 3,400千円

(2) 当期減少額のうち主なものは、次のとおりであります。

ソフトウエア 社内システム構築費用 3,870千円

### 【社債明細表】

\$# <del>\</del> \	₹% /C. /C. □ □	当期首残高	当期末残高	利率	4n /n	/治\=\+n7日
銘柄	発行年月日	(千円)	(千円)	(%)	担保	償還期限
第1回無担保普通社債	2019年	10,000		年0.26	無担保社債	2024年
第 1 四 無 四 休 百 <b>四</b> 仁 恒	10月25日	(10, 000)		十0.20	無担体任頂	10月25日
第2回無担保普通社債	2021年	40,000	20,000	年0.26	無担保社債	2026年
第 2 回無担保育 <b></b>	6月30日	(20, 000)	(20,000)	十0.20	無担体任頂	6月30日
스카		50,000	20,000			
口前	合計 —		(20,000)			

(注)1.()内書きは、1年以内の償還予定額であります。

2. 貸借対照表日後5年内における1年ごとの償還予定額の総額

区分	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	
	社債	20,000	_	_	_	_

#### 【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	2, 255, 500	2, 659, 500	2. 2	_
1年以内に返済予定の長期借入金	747, 429	462, 267	2. 5	_
1年以内に返済予定のリース債務	1, 173	1, 197	6. 6	_
長期借入金(1年以内に返済予定の ものを除く。)	3, 080, 604	6, 950, 371	2.7	2025年10月31日~ 2032年2月10日
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	2, 363	1, 166	7.0	2025年8月20日~ 2028年8月28日
合計	6, 087, 071	10, 074, 502	_	_

- (注) 1. 平均利率については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。
  - 2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)の貸借対照表日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

<b>□</b> /\	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
区分	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
長期借入金	5, 394, 826	1, 396, 715	87, 390	66, 975
リース債務	554	564	47	_

#### 【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	31	29		31	29
役員退職慰労引当金	207, 542	41, 408		_	248, 951

<sup>(</sup>注)貸倒引当金の「当期減少額(その他)」の欄の金額は、一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

# 【資産除去債務明細表】

当事業年度期首及び当事業年度末における資産除去債務の金額が当事業年度期首及び当事業年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

# (2) 【主な資産及び負債の内容】

# ① 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	349
預金	
当座預金	10
普通預金	2, 169, 862
通知預金	58,000
定期預金	508, 167
定期積立預金	22, 000
計	2, 758, 040
合計	2, 758, 389

# ② 売掛金

# イ 相手先別内訳

相手先	金額(千円)
個人(リフォーム)	6, 402
個人(家賃)	149
合計	6, 551

#### ロ 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高(千円)	当期発生高(千円)	当期回収高(千円)	当期末残高(千円)	回収率(%)	滞留期間(日) (A)+(D)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{\text{(C)}}{\text{(A)+(B)}} \times 100$	2 (B) 365
16, 848	59, 734	70, 031	6, 551	91. 45	71.49

# ③ 販売用不動産

区分	金額(千円)
区分建物買取再販物件	689, 850
合計	689, 850

# ④ 仕掛販売用不動産

区分	金額(千円)
区分建物買取再販物件	4, 844, 341
収益物件開発販売物件	4, 613, 259
合計	9, 457, 601

# ⑤ 未成工事支出金

区分	金額(千円)
その他不動産事業 (リフォーム)	5, 821
合計	5, 821

# ⑥ 貯蔵品

区分	金額(千円)
印紙、切手等	2, 804
床材等	1, 662
合計	4, 467

# ⑦ 買掛金

相手先	金額(千円)
㈱谷口実業BC	73, 150
㈱ソーゴー	7, 821
㈱クギセイ	7, 315
㈱日本陶業	5, 597
㈱東京建物アメニティサポート	3, 661
その他	29, 709
合計	127, 256

# ⑧ 短期借入金

相手先	金額(千円)
(株)第四北越銀行	562, 000
㈱東日本銀行	450, 000
㈱東邦銀行	414, 500
㈱みずほ銀行	348, 300
城北信用金庫	300, 000
その他	584, 700
슴좕	2, 659, 500

# ⑨ 長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)

相手先	金額(千円)
城北信用金庫	1, 480, 000
㈱東和銀行	1, 132, 979
㈱大光銀行	826, 880
㈱きらぼし銀行	759, 208
東京シティ信用金庫	530, 000
その他	2, 683, 571
合計	7, 412, 638

# (3) 【その他】

該当事項はありません。

# 第7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

# 第8 【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年8月1日から翌年7月31日まで
定時株主総会	毎年10月
基準日	毎年7月31日
株券の種類	_
剰余金の配当の基準日	毎年1月31日 毎年7月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え	
取扱場所	
株主名簿管理人	
取次所	
名義書換手数料	
新券交付手数料	
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国各支店
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する。 公告掲載URL https://www.cscreate.co.jp
株主に対する特典	該当事項はありません。

- (注)当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利を行使することができない旨、定款に定めております。
  - (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
  - (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
  - (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

# 第二部 【特別情報】

# 第1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

# 第三部 【当該有価証券以外の有価証券に関する事項】

該当事項はありません。

# 独立監査人の監査報告書

2025年10月23日

シーズクリエイト株式会社 取締役会 御中

# 東陽監査法人東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 川久保 孝之 業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 阿久津 大輔 業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているシーズクリエイト株式会社の2024年8月1日から2025年7月31日までの第27期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シーズクリエイト株式会社の2025年7月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。 経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、そ の他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その 事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成

し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積り の合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

<sup>(</sup>注)上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(発行者情報提出会社) が別途保管しております。